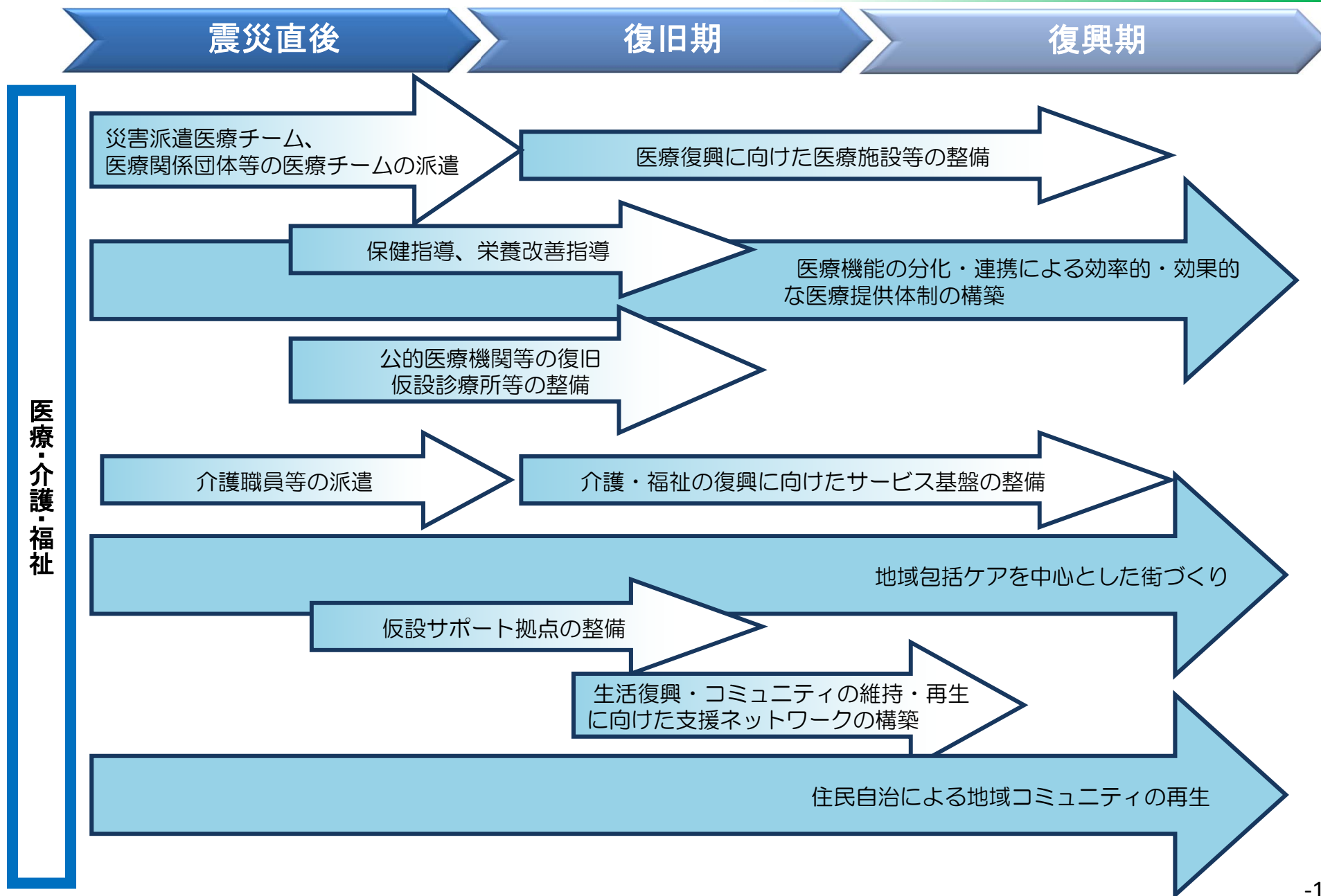


ワークショップにおける検討の状況について

1. 地域経済社会の再生	
(1) 医療・介護・福祉	1
(2) 雇 用	4
(3) 地域産業・企業の再生・創造	
① 製造業	7
② 農林業	14
③ 水産業	18
④ 観 光	22
⑤ イノベーションによる成長産業の創出	23
⑥ 復興と情報通信技術	27
(4) エネルギー・環境	29
2. 減災・地域づくり	
(1) 減災の考え方	39
(2) 津波防災地域づくり・土地利用をめぐる諸課題	41
(3) 土地の権利関係の調整主体(まちづくり会社等)	50
(4) 災害に強い交通ネットワーク	51
3. その他	
(1) 地域における文化の復興	56
(2) 災害の記録、教訓の伝承・発信	57
(3) 復興のための財源確保	59

東日本大震災における医療・介護・福祉に対する支援とスケジュールのイメージ



主な被害状況

【医療機関の被災状況】 (5月25日時点まとめ)

	病院数	被害状況		診療機能の状況			
		全壊	一部損壊	外来受入不可		入院受入不可	
				被災直後	5/17現在	被災直後	5/17現在
岩手県	94	4	58	7	3	11	4
宮城県	147	5	123	11	2	38	7
福島県	139	2	108	27	12	35	20
計	380	11	289	45	17	84	31

【社会福祉施設等の被災状況】 (5月13日時点まとめ)

	施設数	児童福祉施設		老人福祉施設		障害福祉施設		その他福祉施設	
		全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊
岩手県	2,142	12	29	9	92	9	56	0	1
宮城県	2,712	13	131	2	54	11	122	0	0
福島県	2,352	2	92	1	168	0	70	0	1
合計	7,206	27	252	12	314	20	248	0	2

厚生労働省では、大震災発生以降直ちにその復旧・復興に向け、省をあげて、主に以下のような取組を実施

被災地への医療支援

【医療チーム等の派遣】

- 日本医師会や病院団体等の関係団体から医療チーム約272名（65チーム）が活動中。
- 被災者の保健指導を行うため、全国から保健師等329名（103チーム）が活動中。
- 精神科医、看護師、精神保健福祉士、事務員等4,5名で構成される心のケアチーム329人（103チーム）が活動中。

【医療保険制度による支援】

- 被災地に居住し生活にお困りの方は医療機関での窓口負担を免除。保険料の減免（最長1年間）
- 窓口負担や保険料の減免を行った保険者への財政支援

【医薬品の調達】

- 県薬剤師会等の協力により保健所・救護所等へ医療用医薬品を搬入し、巡回医師等が携帯。

【患者・利用者の搬送】

- 被災地の要援護者の介護施設等へ受入れを都道府県に対し依頼。1785名実施。原発事故に伴う待避者である患者・入居者（約1700人）を福島県外へ搬送。

被災地への介護支援

【介護職員の派遣】

- 被災地への介護施設・障害者施設等への介護職員等の派遣を都道府県に対し依頼。被災地で100名が活動中。

【介護保険制度による支援】

- 被災された方で生活にお困りの方について利用者負担及び介護保険施設等の食費・居住費等の自己負担の免除等を実施。
- 利用者負担及び介護保険施設等の食費・居住費等の免除及び保険料の減免を行った保険者への財政支援

被災地への福祉支援

【障害者への支援】

- 障害福祉サービスの利用者負担や入所者の食費・居住費の自己負担を免除。

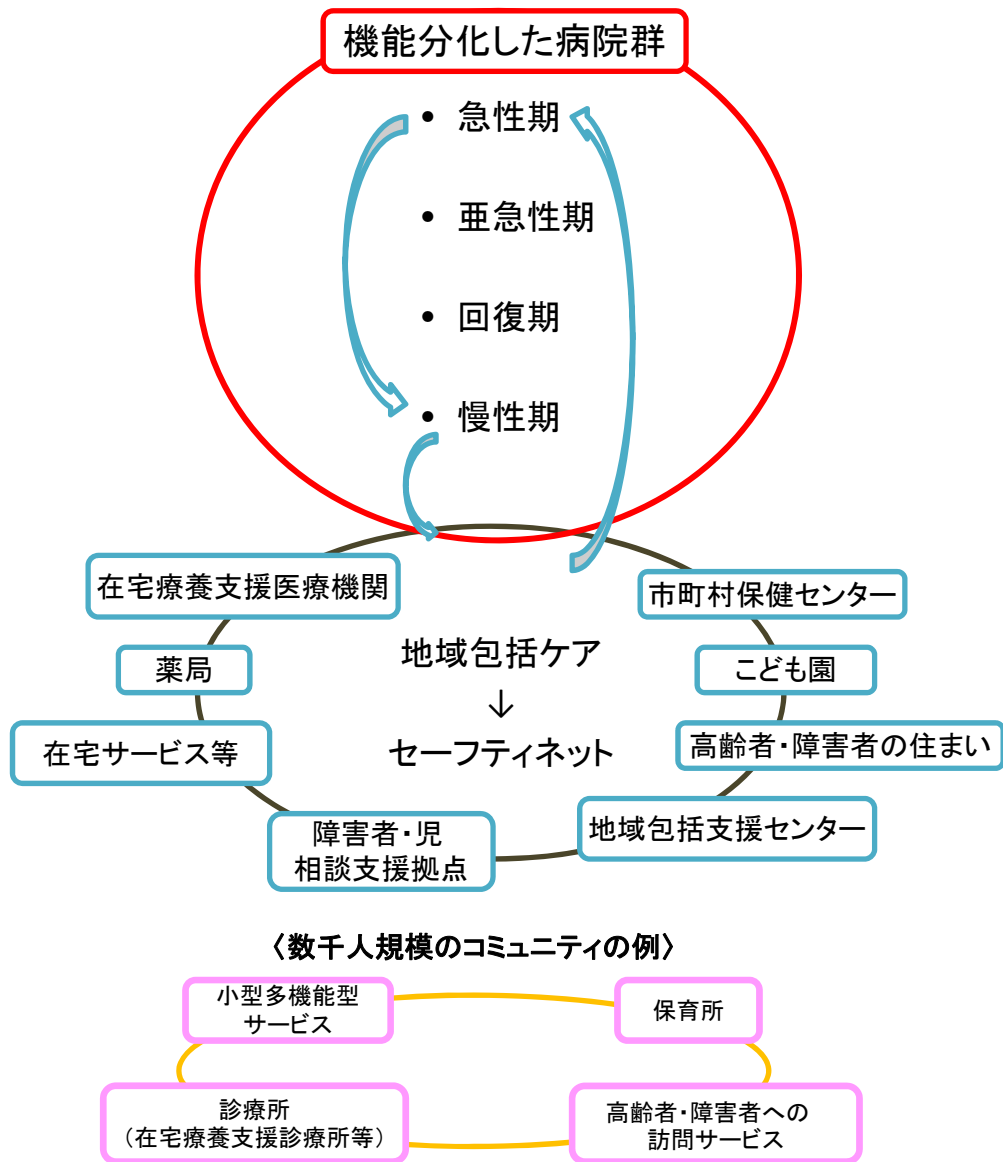
【支援が必要な児童】

- 児童相談所の職員が避難所等を巡回訪問し、震災孤児を調査。195名を確認。親族による引き受け里親や児童養護施設等で受入を調整中。

※数値は5月30日時点

地域包括ケアを中心とした医療・介護・福祉サービスモデル

従来の地域のコミュニティを核とした新しい支え合いを基盤としつつ、住まいの確保に併せて、医療・介護・福祉サービスが一体的に提供される街づくりに取り組む。



(1) 日常生活圏域を基礎的な単位として、住まい（居住ゾーン）と医療・介護・福祉ゾーンを一体的に整備する。

(2) 早期回復と患者の負担軽減が図られるよう、急性期、亜急性期、回復期、慢性期などの医療機関の役割分担を明確にし、患者の医療ニーズにシームレスに対応する。

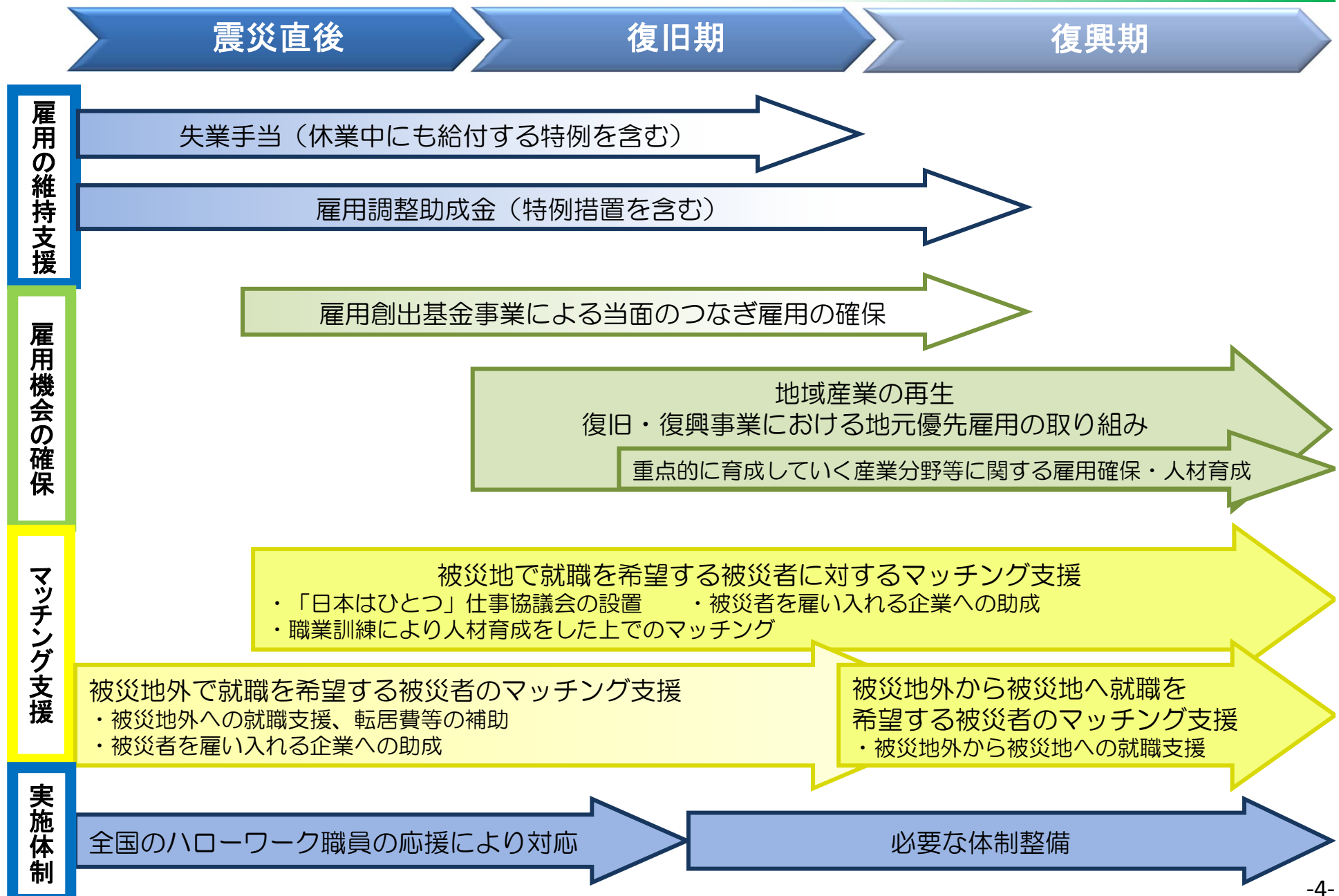
(3) 医療・介護・福祉等の関係機関と調整（コーディネート）する機能を重視する。

(4) ICTを活用した保健・医療、介護・福祉等の連携を図るとともに、今後の危機管理として、カルテ等の診療情報の共有化を進める。

(5) 地域の利便性を考慮し、住宅、医療、介護・福祉事業所等、教育施設等との合築、共同利用等に配慮しつつ、コミュニティが阻害されないような機能とする。

(6) コミュニティを基盤とした支え合いが生まれるような環境づくりを行う。

東日本大震災における雇用に対する支援とスケジュールのイメージ



東日本大震災・復旧段階における雇用関係の取組状況について

東日本大震災による雇用への影響

【被災3県の臨海部の就業者数】

岩手県	13.1万人
宮城県	45.8万人
福島県	25.3万人
3県計	84.1万人

※総務省「平成17年国勢調査」

【被災有効求職者数】

岩手県	7,751人
宮城県	22,535人
福島県	8,656人
3県計	38,942人

※平成23年5月27日現在

【被災3県の雇用調整助成金関係の相談件数】

岩手県	3,371件
宮城県	9,639件
福島県	10,990件
3県計	24,000件

※平成23年3月28日～平成23年5月22日

厚生労働省では震災発生後に直ちに復旧・復興に向け、主に以下の様な取り組みを実施

雇用の維持支援

【震災被災者への失業手当の特例支給】

・休業：事業所への直接被害により休業となり、賃金が支払われない場合、**離職していなくても失業手当が受給可能**

【雇用保険の延長給付の拡充】

(第1次補正予算:2,941億円)

現行の個別延長給付(原則60日分)に加えて、**更に60日分を延長**する特例措置を実施。

<実績> (3月12日～5月26日)

岩手、宮城、福島労働局における

- ・離職票等交付件数: 114,608件
- ・受給資格決定件数: 73,385件

【雇用調整助成金(特例措置を含む)】

(第1次補正予算:7,269億円)

- ① 支給対象期間(1年間)においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給が可能
- ② 被保険者期間が6か月未満の者も雇用調整助成金の対象とする。

※ 全国のハローワーク職員による応援により対応中

雇用機会の確保

【雇用創出基金事業】

(第1次補正予算500億円)

◆ 事業概要

- 自治体による直接雇用又は企業、NP O等への委託による雇用創出。

【事業例】

- ・避難所や被災地域の治安確保のためのパトロールを行う事業
- ・被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業

※3県で20,000人分の雇用が創出される見込み(5月30日現在)

【被災者雇用開発助成金】

(第1次補正予算:63億円)

被災者を雇い入れた事業主に助成金を支給(大企業50万円 中小企業90万円)

マッチング支援

【ハローワークの全国ネットワークの活用】

- (1) 避難所等での被災者ニーズの把握や出張相談を実施
- (2) 全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。
- (3) 職業転換給付金制度(「面接旅費」「転居費」の支給)の活用

<実績> (5月27日現在)

被災者向け求人 13,853件、41,731人

【地元優先雇用への取り組み】

- 当面の復旧事業については、地元建設企業の受注の確保を推進(地方公共団体も同様の取組を要請)
- 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者等に求める

【職業訓練の拡充等(第1次補正予算)】

- 被災者に対する建設関連分野(建築設備・電気設備等)等公共職業訓練を拡充
- 被災地域の訓練生等に対する学卒者訓練や在職者訓練の受講料等を免除

復興に向けての雇用関係の重要課題

雇用の維持支援

- 雇用調整助成金の特例の適用による雇用維持支援
- 雇用保険の特例の実施
 - ・ 事業所への直接被害により休業となり、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくても失業手当が受給可能
 - ・ 現行の個別延長給付（原則60日分）に加えて、更に60日分を延長する特例措置の実施

雇用機会の確保

- 雇用機会の確保のためには、地域産業の再生が最優先の課題
- また、新たな「まちづくり」など復興事業を被災者の雇用に確実に結びつけることも重要
- この中で、積極的に雇用の確保を図っていく対象者層や社会像と、重点的に復興を図っていく産業分野を組み合わせ、地域での将来的な事業の自立による雇用確保を推進
 - （例）生涯現役社会と農林水産業と組み合わせた復興による雇用創出
- 雇用創出基金事業を活用した、当面の「つなぎ雇用」の提供

マッチング支援

- 復旧・復興対策による雇用機会を被災者に提供。
 - ・ 市町村とハローワークとの連携による市町村事業求人への被災者への提供。
 - ・ 復旧事業や雇用創出基金事業を受注・受託する企業の求人をハローワークに集中させる仕組みの検討
- 被災地のニーズにマッチした産業に係る訓練の実施

ハローワークの体制整備

東北地方の産業構造分析

- 産業別の付加価値を生んでいる比率をみると、東北地方は、農林水産業2.7%で、全国平均1.1%より高い。一方で、製造業は17.3%と意外に高く、特に、電気機械のウエイトは全国で最も高い。
- 就業者数の比率をみると、農林水産業10.3%に対し、製造業が16.1%。
- 企業規模別の就業者数の比率を見ると、中小企業で働く雇用者の比率が84.5%と高い。
一方で、中小企業を含めた産業の生産額への波及効果をみると、第一次産業(農林水産業)、第三次産業(商業・サービス産業)と比較して、第二次産業(製造業)からの波及効果が高く、中でも、機械産業からの波及効果が高い。
- 雇用確保のあり方を検討するに当たっては、雇用が企業からの派生需要であることに留意し、企業の誘致・再建に取り組むことが重要。

1. 地域経済社会の再生 (3)地域産業・企業の再生・創造 ①製造業
産業別の付加価値及び就業者数の比率

1-(3)-①

＜産業別の付加価値を生んでいる比率(2008年度)＞ ※ その地域の全ての付加価値に占める、当該産業の付加価値の割合を示したものの。

	農林水産業	鉱業	製造業	食品	パルプ・紙	化学	土石製品・窯業	一般機械	電気機械	建設業	水道業 電気・ガス	卸売・小売業	金融・保険業	運輸・通信業	サービス業	政府サービス 生産者他その他
東北	2.7%	0.1%	17.3%	2.8%	0.5%	0.9%	0.6%	1.5%	4.5%	5.3%	3.8%	10.5%	3.8%	6.3%	21.4%	15.6%
関東・甲信越	0.7%	0.1%	16.3%	2.1%	0.3%	1.6%	0.4%	1.9%	2.3%	4.9%	1.7%	14.3%	7.6%	6.2%	24.2%	9.6%
全国	1.1%	0.1%	18.8%	2.5%	0.4%	1.5%	0.6%	2.2%	2.7%	5.0%	2.2%	13.1%	5.7%	6.6%	22.7%	11.4%
岩手	3.7%	0.1%	15.5%	4.1%	0.5%	0.3%	0.6%	1.8%	2.8%	6.0%	2.2%	9.4%	4.4%	6.2%	21.5%	16.8%
宮城	1.7%	0.0%	12.4%	2.8%	0.7%	0.4%	0.4%	0.9%	2.7%	5.1%	2.1%	14.0%	3.9%	8.6%	23.2%	14.1%
福島	2.0%	0.1%	24.6%	3.6%	0.4%	1.8%	1.0%	2.2%	7.0%	4.4%	9.0%	7.5%	3.6%	5.1%	20.5%	12.4%

(備考) は全国平均より1%ポイント以上ウエイトが大きい業種を示す。

(出典) 内閣府「県民経済計算」より作成

＜産業別の就業者数の比率(2005年度)＞ ※ その地域の全就業者数に占める、当該産業の就業者数の割合を示したものの。

	農林水産業	建設業	製造業	水道業 熱供給・電気・ガス	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	宿泊業・飲食店	医療・福祉	学習支援業・教育
東北	10.3%	10.2%	16.1%	0.6%	1.3%	4.5%	17.6%	2.1%	4.8%	8.9%	4.3%
関東・甲信越	3.3%	8.1%	16.6%	0.4%	4.3%	5.3%	17.5%	2.9%	5.3%	7.5%	4.3%
全国	4.8%	8.8%	17.3%	0.5%	2.6%	5.1%	17.9%	2.5%	5.2%	8.7%	4.4%
岩手	13.6%	9.9%	15.8%	0.4%	1.0%	4.4%	16.5%	1.9%	4.8%	9.1%	4.2%
宮城	6.3%	9.9%	13.6%	0.6%	2.0%	5.8%	20.1%	2.3%	5.1%	8.1%	4.9%
福島	9.2%	10.1%	20.6%	0.7%	1.1%	4.3%	16.3%	2.0%	4.8%	8.3%	4.2%

(備考) は全国平均より1%ポイント以上ウエイトが大きい業種を示す。

(出典) 総務省「平成17年国勢調査報告」より作成

1. 地域経済社会の再生 (3)地域産業・企業の再生・創造 ①製造業
企業規模別の就業者数と産業別の波及効果

1-(3)-①

<企業規模別の就業者数の比率(2006年)>

	中小企業				大企業		合計	
			うち小規模企業					
	常用雇 用者 数 (人)	構成 比 (%)	常用雇 用者 数 (人)	構成 比 (%)	常用雇 用者 数 (人)	構成 比 (%)	常用雇 用者 数 (人)	構成 比 (%)
東北	1,656,731	84.5	469,308	23.9	305,011	15.5	1,961,742	100.0
関東・甲信	9,019,698	55.8	2,178,331	13.5	7,133,989	44.2	16,153,687	100.0
全国計	24,047,018	66.2	6,227,582	17.1	12,283,123	33.8	36,330,141	100.0

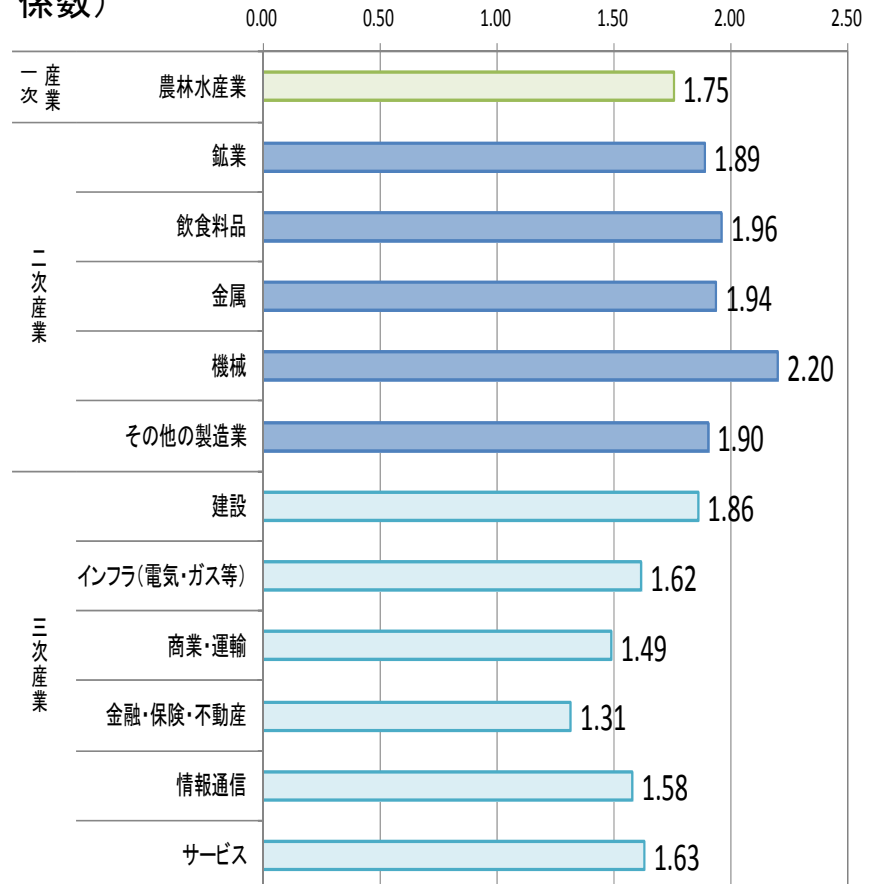
岩手県	239,653	87.1	66,423	24.1	35,635	12.9	275,288	100.0
宮城県	390,710	79.6	102,597	20.9	100,121	20.4	490,831	100.0
福島県	356,360	82.7	107,181	24.9	74,608	17.3	430,968	100.0

- (注) 1. 中小企業とは、常用雇員300人以下(卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店業は50人以下)、または資本金3億円以下(卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下)の企業をいう。
 2. 小規模企業とは、常用雇員20人以下(卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下)の企業をいう。
 3. 常用雇員とは、期間の定めなく雇用されている者のことをいう。なお、一定期間を定めて雇用されている者であっても、雇用期間が反復継続されて、事実上期間の定めなく雇用されている場合、常用雇員と扱われる。
 4. 産業分類は、2002年3月改訂のものに従っている。

(出所)総務省「事業所・企業統計調査」(2006年)

<産業別の波及効果>

東北地域における各産業生産が産業全体の活動に与える貢献度比較(産業連関表で計算した生産誘発係数)



(注)ここで生産誘発係数は、対象産業に対する最終需要が1単位増加した場合に、どれだけ全産業の生産額の増加するかを示すもの。

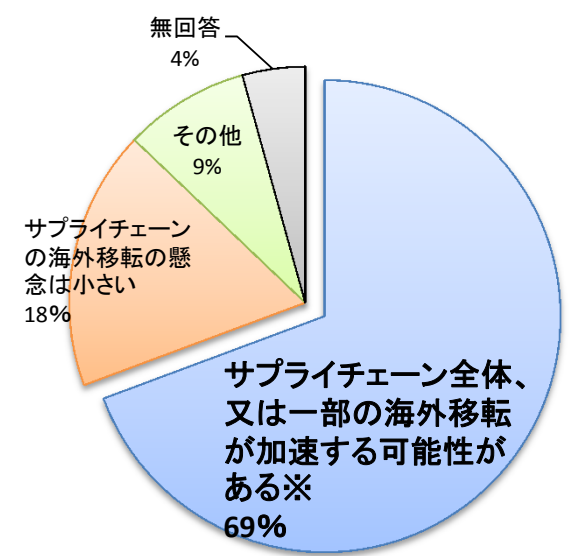
(出所)経済産業省「平成17年地域間産業連関表」

震災を契機とした日本経済の産業空洞化のおそれ

○産業・企業については、今回の震災を契機に、生産拠点を日本から海外に移転するなど、「産業の空洞化」が生じ、雇用が喪失するおそれ。国内の企業の立地環境の改善が急務。

69%の日本企業が震災を契機に海外移転が加速する可能性を指摘

<質問> 今後、震災の直接・間接の影響により、サプライチェーンの海外移転が加速する可能性はあるか(N=163)



※「サプライチェーン全体、又は一部の海外移転が加速する可能性がある」は、以下4つの選択肢の合計。
 ① サプライチェーン全体の海外移転が加速する
 ② サプライチェーン全体ではないが、一部について海外移転が加速する
 ③ 政府の施策が十分に講じられなかった場合には、サプライチェーン全体の海外移転が加速する可能性がある
 ④ 政府の施策が十分に講じられなかった場合には、サプライチェーンの一部について、海外移転が加速する可能性がある。

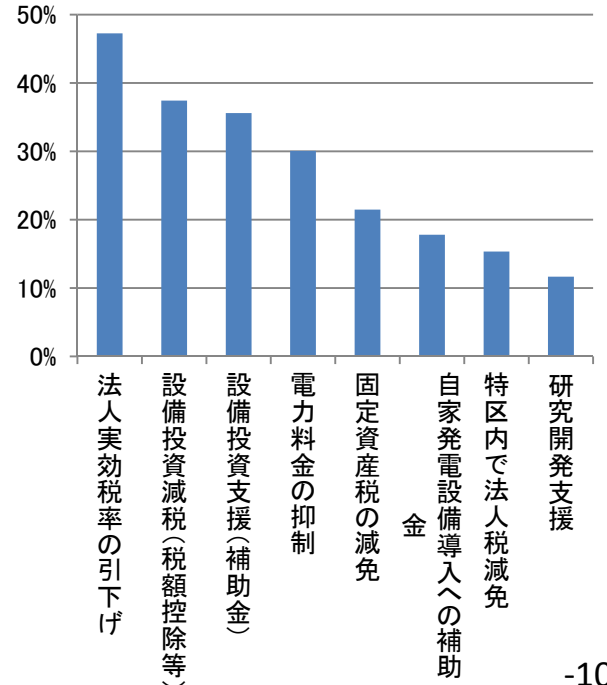
震災後、外国からの日本企業誘致に向けた動きが激化

<質問> 震災後、海外から企業誘致があった or 強まったか

11社/161社が、「あった」or「強まった」と回答
 (上記回答企業が誘致された国or企業)
 中国4社、韓国2社、シンガポール・タイ・マレーシア・米国・カナダ各1社
 (注) 誘致された国等を回答しない企業もあり、合計は11社にならない

震災の影響に対して、国内立地環境を強化するために求められるのは、法人税の引下げ、設備投資への補助金(「菅補助金」)、電力の安定供給。

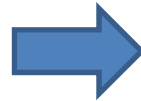
<質問> 震災の影響に対して、国内立地環境を強化するために、御社や御社のサプライチェーンへの支援として考えられる措置は何か
 (複数回答、N=163、1位~3位のものを合計)



空洞化対策の方向性 - 企業の立地支援 -

○日本経済の再生、被災地域の復興のためには、企業が国内にとどまることが不可欠。サプライチェーンの再生・強化や被災地域への企業誘致など、我が国国内での投資の誘発が必要。

平成22年度予備費での
立地補助金(「菅補助金」)の予算額: 1100億円



●6700億円の投資誘発、2.2兆円の派生需要創出
●11万2000人の雇用創出(最低4年間以上の安定的な雇用維持が補助金の交付条件)

【平成22年度低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金の交付先一覧】

☆: リチウムイオン電池関連 ◎: LED関連
○: エコカー関連 ◇: 太陽電池関連 □: その他

【岐阜県】
□イビデン(株)
◎(株)MARUWA
○太平洋工業(株)
○(株)ゼロスポーツ
○岐阜部品(株)

【福井県】
□ニチコン(株)
☆(株)田中化学研究所
○アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)

【京都府】
☆(株)ブルーエナジー
○ニチコン(株)

【兵庫県】
☆三洋電機(株)
☆三菱製紙(株)
□藤田プラスチック(株)

【鳥取県】
○日本セラミック(株)

【島根県】
○ヒラタ精機(株)

【広島県】
◎シャープ(株)
○マンダ(株)
○トヨーエイテック(株)
○エルピーデータモ(株)
○マイクロテック(株)
☆三井金属鉱業(株)
○広島精密工業(株)
○(株)久保田鐵工所
○(株)音戸工作所
○狭野工業(株)

【山口県】
◎宇部興産(株)
☆戸田工業(株)
◎宇部興産(株)
☆チタニ工業(株)
○(株)ヒロテック
○オーモリテクノ(株)

【福岡県】
◇NSソーラーマテリアル(株)
○(株)三井ハイテック
☆大日本印刷(株)
☆日本ハイテックファイブ(株)
◎VOCASOL(株)
◎(株)東芝
□(株)石橋製作所

【長崎県】
□ソニーセミコンダクタ九州(株)

【熊本県】
◇(株)ホンダソルテック
□(株)イー・エル・テクノ

【鹿児島県】
◎(株)モレックス喜入
◎京セラ(株)
◎(株)アクセルートデバイス
◎国分電機(株)
○京セラ(株)
○京セラ(株)

【愛媛県】
☆住友化学

【岡山県】
◎関東電化工業(株)
○ヒラタ工業(株)

【北海道】
□(株)環境経営総合研究所

【秋田県】
☆住友ベークライト(株)
◎並木精密宝石(株)

【山形県】
◇新日鉄マテリアルズ(株)
□Lumitac(株)
□ルネサス山形セミコンダクタ(株)
◎アルファデザイン(株)
◎後藤電子(株)
◇(株)シリコンプラス

【新潟県】
□コロレントマテリアル(株)
◎パナソニック電工(株)

【長野県】
☆(株)東芝
☆◎昭和電工(株) ◎信州昭和(株)
□ニチコン(株)
□富士電機システムズ(株)
◎富士電機パワーセミコンダクタ(株)
○(株)共進
◎多摩川精機(株)他3社

【富山県】
◎アイシン軽金属(株)
◎アイシン軽金属(株)

【大阪府】
◇三洋電機(株)
☆パナソニック(株)エナジー社
☆大和化成(株)
○南海鋼材(株)

【和歌山県】
◎東京製鋼(株)
◇SUMCOソーラー(株)

【滋賀県】
☆(株)リチウムエナジージャパン
◇(株)TKK
◎京セラ(株)
◎京セラ(株)
◎ユーズミライティング(株)
◎淀川ヒューテック(株)

【三重県】
☆三菱化学(株)
□シャープ(株)
◎(株)シャープワイヤ(株)
○(株)ナガラ
○(株)エイベックス(株)
○本田技研工業(株)

【愛知県】
○アイシン精機(株)
○(株)キャプテックス
○(株)アドヴィックス
○GKNドライブラインジャパン(株)
○ハマプロ(株)
○アイシン機工(株)
○(株)協豊製作所
○(株)コジマプラスチック
○(株)旭工業所
○丸藤精工(株)
○中村精機(株)
○(株)中村精機音羽製作所
○三菱自動車工業(株)
○トヨタ自動車(株)
○トヨタ自動車(株)
○アイシン高丘(株)
○(株)デンソー
○アイシン・エイ・ダブリュ(株)

【神奈川県】
☆◎日産自動車(株) ◎オートモーティブエナジーサプライ(株)
○日産自動車(株)
◎昭和電工(株)
☆NECエナジーデバイス(株)
◎三菱化学(株)
☆エリーパワー(株)
□三菱電機(株)

【静岡県】
□東レ(株)
□FDK(株)
○(株)キャタラー
◎やまと興業(株)
◎矢崎部品(株)
○ジャコブ(株)

【青森県】
□協伸工業(株)

【岩手県】
○関東自動車工業(株)
○(株)ケー・アイ・ケー

【宮城県】
○アイシン高丘東北(株)
○トヨタ自動車東北(株)
○東北部品(株)

【福島県】
○(株)日立製作所
□富士通セミコンダクター(株)
□アルプス電気(株)
☆古河電池(株)
☆(株)C.N.F.J

【群馬県】
☆関東電化工業(株)
○(株)山田製作所
○高性能駆動装置開発(株)
○(株)アイエムアイ
○富士重工業(株)
○(株)ミツバ

【栃木県】
○(株)アールスティ栃木
○日本ヒストリング(株)
○日産自動車(株)

【茨城県】
☆日立ビルールエナジー(株)
☆JX日鉱日石金属(株)
○カシン工業(株)

【埼玉県】
□新神戸電機(株)
○(株)井コー一世
○UDトラックス(株)
○カルソニックカンセイ(株)
○曙ブレーキ工業(株)

【山梨県】
◇山梨旭ダイヤモンド工業(株)
□JMエナジー(株)

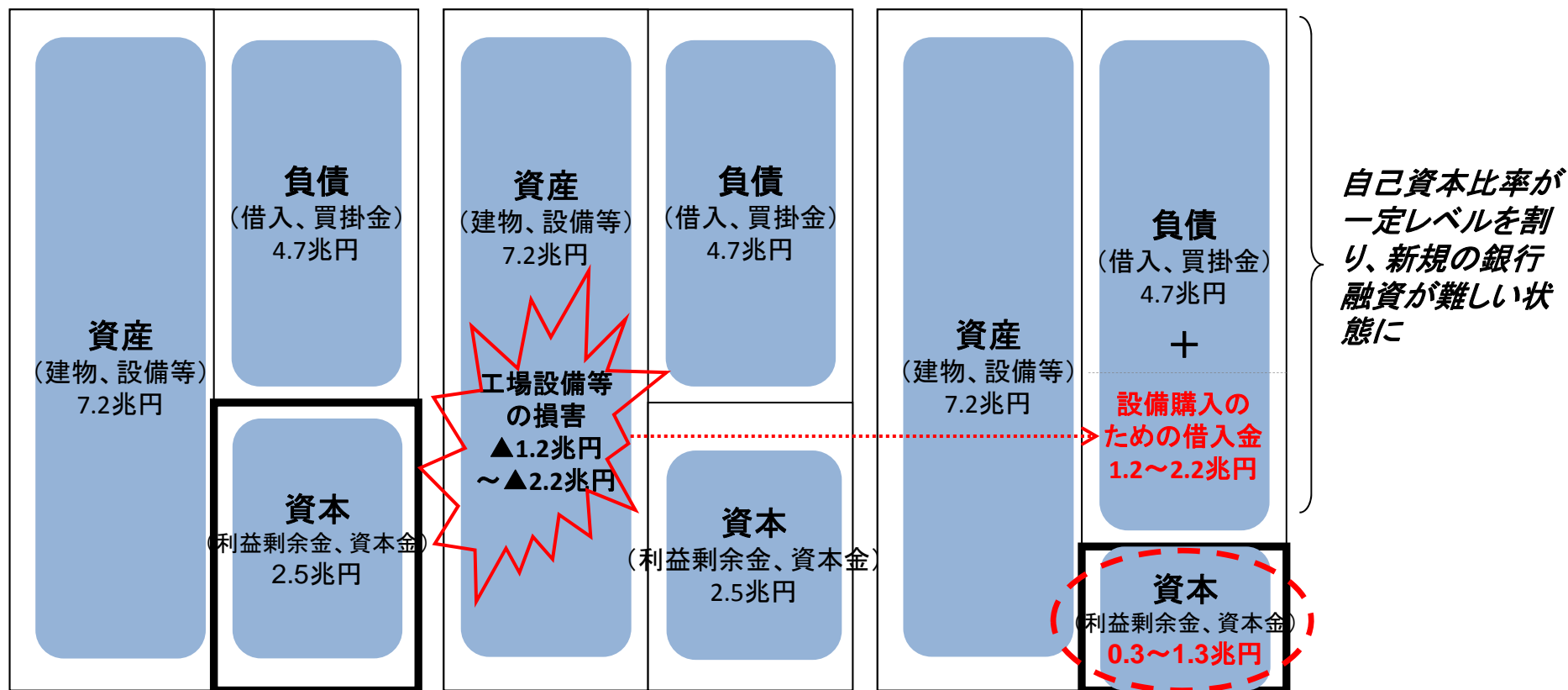
【東京都】
○日野自動車(株)

【千葉県】
☆三井造船(株)
◇(株)アイアイエスマテリアル

企業への資本性資金の提供の必要性 —資本の強化—

○震災の復興過程で、我が国企業は資金の借入への依存度を高め、自己資本が毀損している。今後、毀損した資本への対応策として、資本性資金の提供(出資、資本性の長期融資)などが必要。

健全な財務水準 (自己資本比率約35%) → 工場設備等が毀損 (損害が発生) → 借金で、毀損した工場設備等を再建 (自己資本比率が低下)



※ 図表中の計数は、日銀短観の四半期項目<2010年末>の中堅企業に係る全国データに基づき、東北3県のGDP対比(約4%:県民経済計算より)から東北3県の中堅企業のマクロの貸借対照表(BS)を作成(損害額は、内閣府試算から推計)。

中小企業支援の重要性

- 雇用者を多く抱える中小企業については、資金繰り支援や事業用施設の復旧・整備支援を講じているが、更に支援が広く行き渡るよう、十分な事業規模を確保することが必要。
- また、震災の影響や風評被害に対応すべく、農商工連携を活用しての新事業展開や、国内外への新たな販路拡大、地域経済活性化のためのイベントなどを積極的に進め、早期の復興の足掛かりとしたいとの被災地の声に対応していくことが必要。
- 中小企業は、地域社会において、企業活動のみでなく、まちづくり会社等を通じて、コミュニティを支援する機能を有しており、また、地域独自の産業を振興する担い手でもある。

- 被災地域の多くは、依然としてがれきの除去等の復旧過程。他方、営農再開には多額の投資や農地の集積努力が必要。このため、復興に向けた将来像を一刻も早く示し、生産者が営農の見直しと意欲を持てるようにすることが必要。
- 将来の戦略として考えられる主な選択肢は、以下のとおり。これを目安として、地形、風土、文化などの地域の多様性を考えながら、**集落コミュニティでの徹底した話し合い**を行い、地域に合った将来像を地域で決めることが重要。

[農業・農村の復興に向けた戦略と課題]

《 戦 略 》	《 考 え 方 》	《 重 点 課 題 》
高付加価値化	6次産業化やブランド化による雇用の確保と所得の向上	1. 資本力の増強 により、運転資金、設備資金を確保 2. 農業者にアドバイスを行う加工・流通の専門家（ <u>6次産業化プランナー</u> ）の育成
低コスト化	生産コストの縮減による農家の所得の向上	1. まとまった農地を創出するための <u>再ゾーニング</u> 2. 農作業を効率化させるためのほ場の <u>大区画化</u> 3. 集落単位の取組を推進するための <u>集落営農化</u>
農業経営の多角化	地域資源を活かした新たな収入源の確保	1. 食文化 などの新たなコンセプト作りや地域資源の活用による観光の推進（ <u>グリーン・ツーリズム</u> ） 2. <u>バイオマス</u> や <u>小水力</u> など、農山漁村に広く存在する資源のエネルギーの活用による地域完結型ライフラインの創造

[地域類型別の戦略例]

地域類型	地域類型に応じた戦略の例
三陸沿岸等の狭い平野部が津波で被災した地域	高付加価値化 + 農業経営の多角化
沿岸に広く展開する平野部が津波で被災した地域	低コスト化 + 高付加価値化
その他の地域	地域の特性に応じ、3つの戦略を組み合わせ

※ 上記のほか、原発事故による被害や、それに伴う風評被害が発生している地域があり、これらの地域への対応も必要。

三陸沿岸等の狭い平野部における農業・農村の復興イメージ

【課題】

- 地形上、小規模な農業経営が多く、一戸当たりの農業所得が少ない。
- 他地域と比べ、食品製造に係る取組が遅れている。
- 住民の減少や高齢化により、コミュニティ機能が弱体化。

【復興後のイメージ】

農業の姿

- ・ 集落ぐるみで6次産業化
- ・ 地域の特産(水産物等)とのセット販売・商品開発などの工夫も行き、高付加価値型農業を実現

土地利用

- ・ 集落コミュニティの話合いにより、地域の様々なニーズに応える土地利用を実現

地域の役割分担等

- ・ 直売所への少量多品目出荷などで高齢者が活躍
- ・ 食品加工の作業や水路の清掃作業等には、非農家の住民も参加



沿岸に広く展開する平野部における農業・農村の復興イメージ

[課題]

- 農地が小区画で分散しているため作業効率が悪い。
- 集落で計画的な土地利用が話し合われておらず、地域全体としても非効率。
- 平野部に住宅地が存在するなど防災上も問題。

[復興後のイメージ]

農業の姿

- ・ 大区画化された農地でコスト競争力のある農業が展開
- ・ 食品産業等と連携し付加価値向上にも取り組む



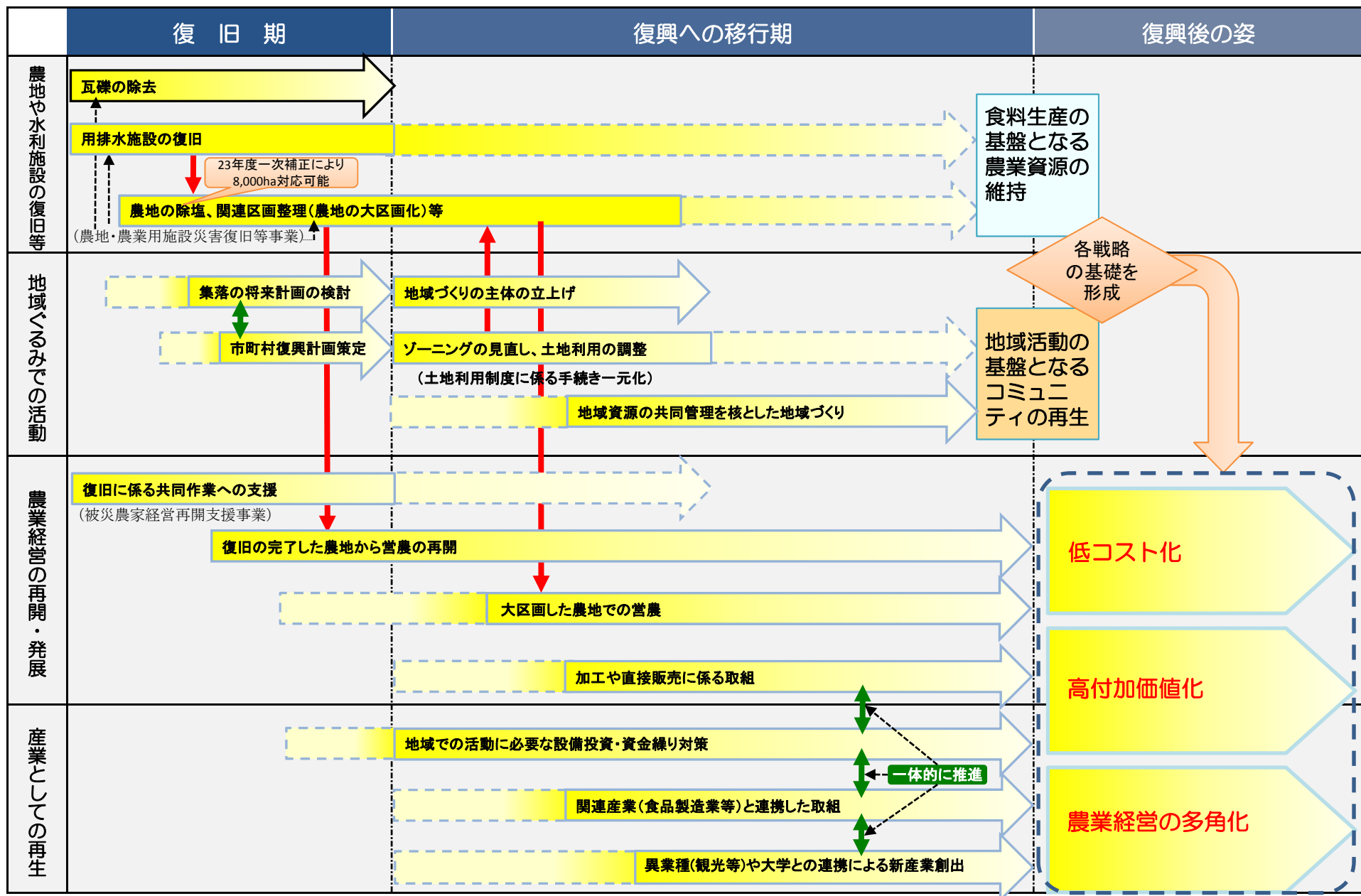
土地利用

- ・ 防災上の観点も踏まえ、地域全体を再ゾーニング
- ・ 集落営農として農地の利用を共同化

地域の役割分担等

- ・ 若手農業者が集落営農のリーダーとして活躍
- ・ 高齢者も食品加工や消費者との交流等に参加
- ・ マーケティングの専門家、レストラン経営者などの協力も得ていく

農業・農村の復興・再生に向けた行程のイメージ※



※ 本資料はあくまで工程のイメージとして示すものであり、実際の工程は地域の状況により異なるものとなる。

沿岸漁業の方向性

現状認識

- 定置漁業、採貝・採藻漁業、養殖業等の漁村コミュニティに根ざした多様な漁業により、さけ、うに、わかめ、ほたて、かれい、たら、しらす等を生産。
- 特に、東北3県(岩手、宮城、福島)の漁船、漁港、漁具、養殖施設、種苗生産施設等への被害及びがれきの堆積等による漁場被害が甚大。
- 漁業者単独での自力復旧が難しい場合が多い。

復興・再生への方向性

漁業・養殖業の再編、構造改革

漁船・漁具等の生産基盤の
集約、共同化、協業化

地元内外の民間企業の資本、
技術、ノウハウの導入

地元特産魚種を活かした
6次産業化

施策・手段

- ・適切な資源管理と漁業経営の安定を図る「資源管理・漁業所得補償対策」
- ・共同利用漁船・定置網の導入支援を通じた漁業・養殖業の構造改革
- ・漁場・養殖場の機能回復支援(がれき等撤去)
- ・新規就業者、新規参入等による世代交代促進や地元漁業者と民間企業の連携に向けたマッチング
- ・6次産業化を視野に入れた流通加工体制の復興
- ・地元意見を踏まえ、圏域ごとの漁港機能の集約・分担や漁業集落のあり方を検討し、必要な施設を選定して実施

沖合・遠洋漁業の方向性

現状認識

- まき網漁業、はえ縄漁業等により、かつお、まぐろ、さめ、さんま、いか、さば等を生産。
- 水揚量・市場の取扱量も多く、加工業等の関連産業の裾野も広い。
- 漁業種類によってはある程度操業可能な漁船はあるが、主要な水揚港・加工流通施設が大きく被災し、水揚げが困難な状況。

復興・再生への方向性

漁業の構造改革と、それに合わせた流通加工体制の整備、漁港の復興

持続的な資源の利用と漁業の構造改革による漁業生産力の再生

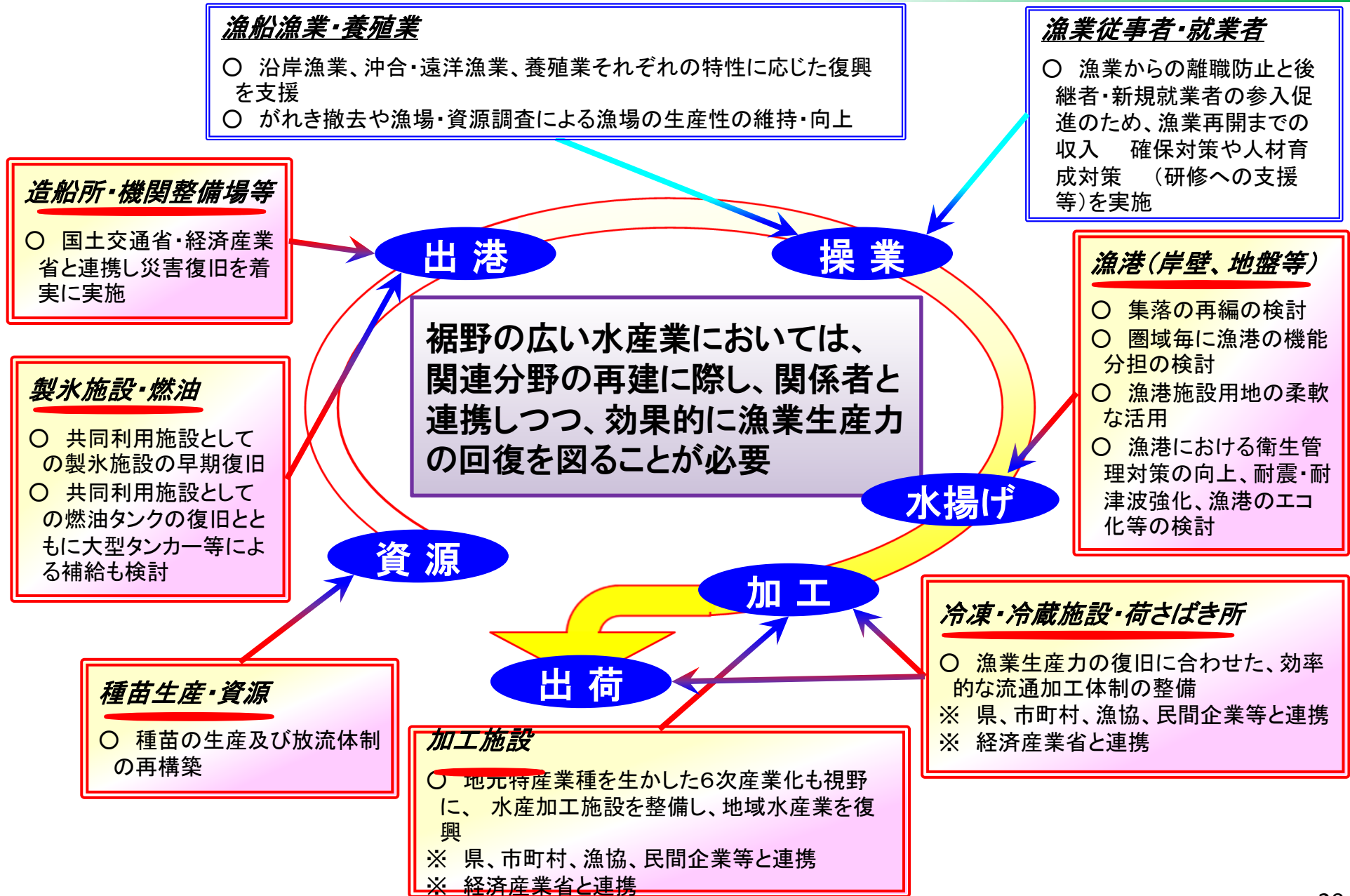
漁業生産と一体的な流通加工業の効率化・高度化

沖合・遠洋漁業の拠点漁港の最先端の水産基地化

施策・手段

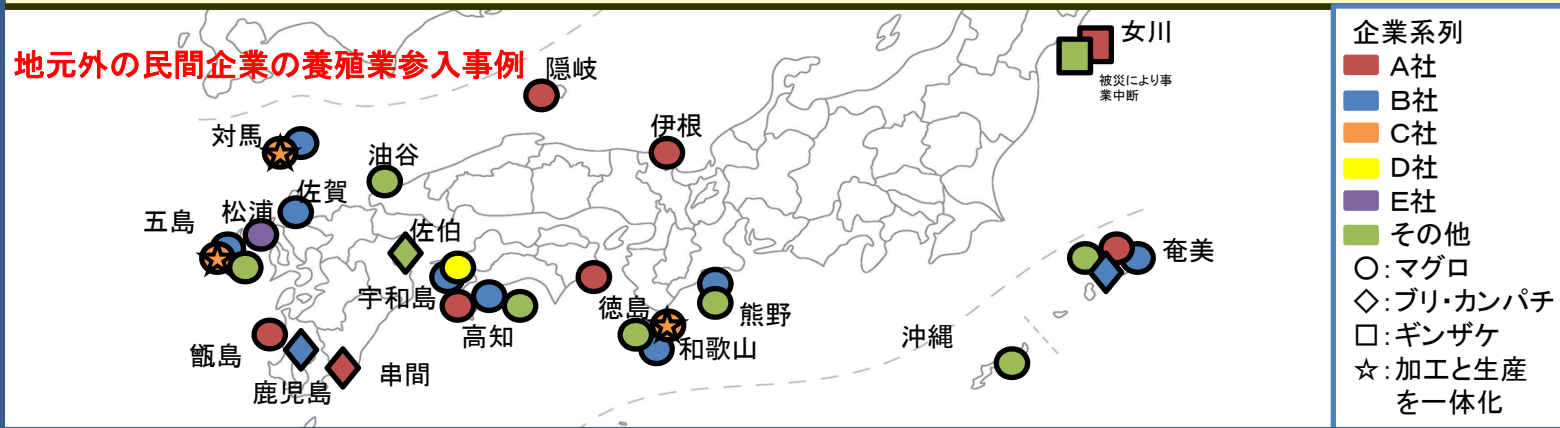
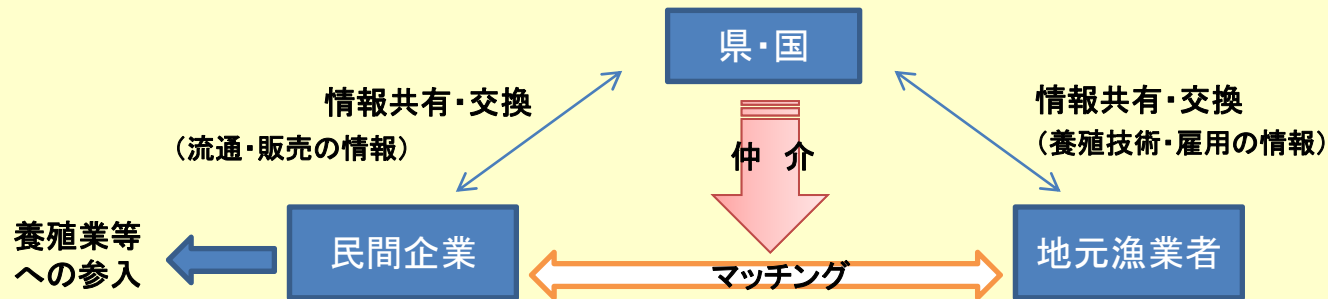
- ・適切な資源管理と漁業経営の安定を図る「資源管理・漁業所得補償対策」
- ・漁船・船団の近代化・合理化の支援
- ・残存漁業能力のフル活用のための燃油高騰対策を含めた経営対策
- ・効率的な流通加工体制の整備
- ・拠点漁港の緊急的・集中的な復旧
- ・漁港の衛生管理、耐震・耐津波強化等

水産関連産業の一体的な復興



漁業権への民間企業の参入について

- (1) 現行の漁業法上、株式会社を含め、地元外の民間企業が漁業権の免許を受けることは既に認められており、地元と調整を図った上で、実際、様々な形で養殖業等に参入。
 (※漁業権:沿岸域(通常岸から3~5kmまで)で養殖業、定置漁業等を営む権利。)
- (2) 例えば、
 ① 民間企業が直接免許を取得し参入
 ② 地元漁業者が営む法人に民間企業が出資
 ③ 民間企業が地元漁協の組合員となって参入 など
 (これらの形で参入した民間企業は、資源管理・漁業所得補償などの様々な漁業施策の対象となっている)。
- (3) 今後とも、国と地方公共団体が連携して、地元のニーズや民間企業の意向を積極的に把握し、地元漁業者と民間企業との様々な形での連携を図るため仲介・マッチングを進めて行く必要。



現状と課題

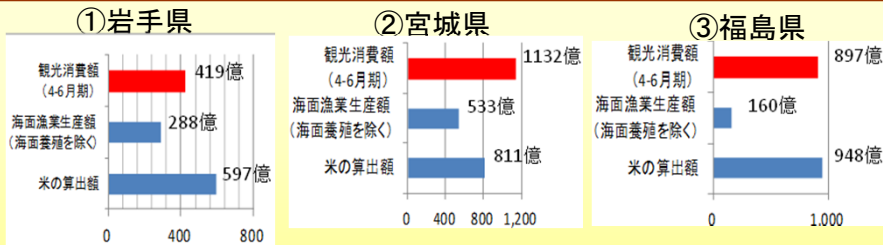
○震災からの復興に向けて観光の果たす役割

東北地方の観光は、地域の代表的な産品の出荷額に相当する規模を有し、農林水産業と並び復興を支える主要産業

○東日本大震災の影響

被災地をはじめ、広域的に旅行需要が減退

ホテル・旅館の宿泊予約キャンセル ※3・4月、観光庁サンプル調査
 ・東北 約61% ・関東 約48% ・全国 約36%



※共通基準に基づく観光消費額、農林水産省「平成21年漁業生産額」、「平成21年農業産出額」に基づき作成
 ※本表は東北3県の観光消費の規模を見るために、供給側の各産業・産品の産出額(出荷額)と、最終的な需要である観光消費額とを比較したものであり、産出額(出荷額)には最終消費段階における付加価値を考慮していないため、参考として取り扱われるべき点に留意されたい。

対応の考え方

国立公園や世界遺産等のブランド、豊かな食材、独特の原文化、三陸特有の美しい海の景観等の観光資源を生かし、

- 農林水産業の復興、まちづくり、国立公園の指定等と連携
- 復興のプロセスを機に、地域と支援者が絆を深め、震災の経験を後世に伝えていく仕組みを形成
- 地域の幅広い関係者が連携し、「地域ぐるみ」で観光に取り組める拠点を形成

講ずべき措置

復旧

○旅行需要の回復・促進に向けた取組

【国内旅行】官民合同観光復興キャンペーン、各種イベントに対する支援、ツアー造成の支援等

【訪日外国人旅行】日本の安全・安心に関する正確な情報発信、国際会議のキャンセル防止・誘致等

観光施設、旅館等の復旧

復興

○東北ならではの新しい観光スタイルを構築

全国・全世界に発信

農林水産業等地方産業を活かした観光

地域ならではの食・サービスの提供、体験

サメのヒレ切り作業
 出典：宮城県水産技術総合センター
 気仙沼水産試験場ホームページ



陸上・海上を組み合わせた基幹的観光ルートの形成

海からのアプローチも意識した観光ルート

海岸の景観
 出典：田野畑村ホームページ



復興のプロセスの活用

地域と支援者が絆を深め、震災の経験を後世に伝えていく仕組みを形成

金華山
 ボランティア植樹
 出典：東北森林管理局
 ホームページ



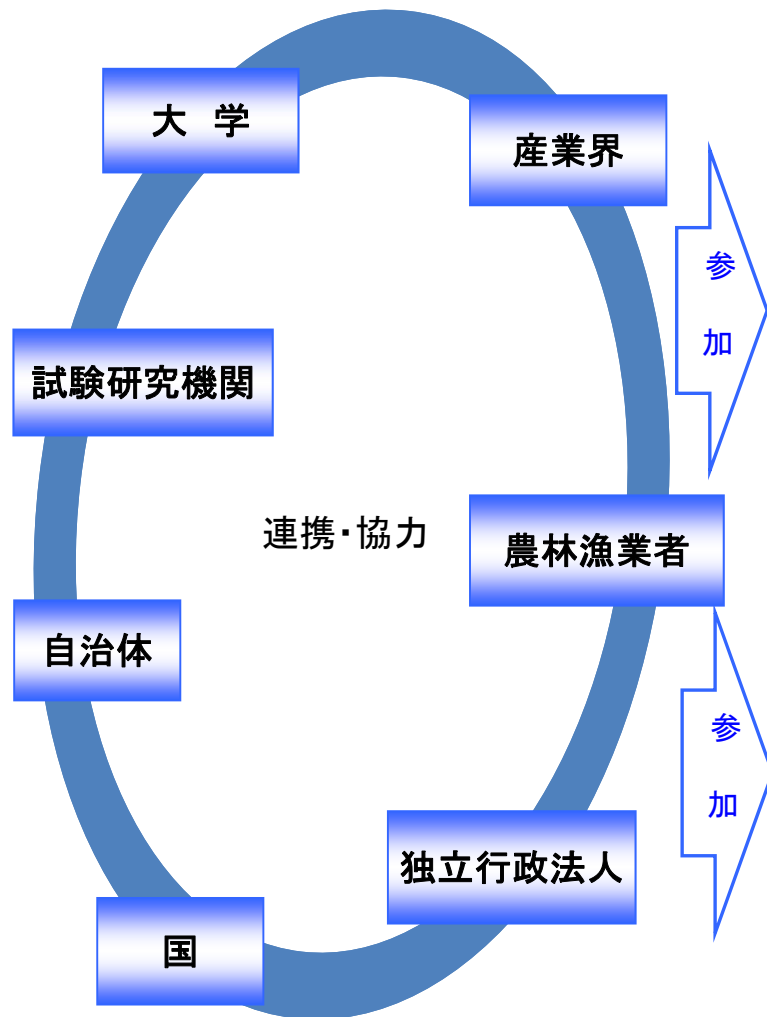
地域プラットフォームの拠点の整備

「地域ぐるみ」で観光客を迎え入れ

多言語対応の観光案内
 出典：観光庁資料



技術革新(イノベーション)を通じた新産業・雇用の創出①



技術革新(イノベーション)を通じた新産業・雇用の創出と産業集積

- 東北の強みを生かし、“Under One Roof”の理念の下、国内外の複数の大学、研究機関、民間企業等の連携・ネットワーク化により、知とイノベーションの拠点機能を形成
- 運営への地元自治体の参画
- 先端技術を駆使した実証など、プロジェクトの成果を被災地の復興・社会への応用に役立てる
- 民間資金の積極的活用
- 若手研究者のグローバル化
- 被災地の復興を担う人材の育成、コミュニティ再生(大学の「地域復興センター」機能)
- 地域のニーズを踏まえ、関係機関の結集を促進し、スピード感のある技術革新を可能にするための中長期的、継続的、弾力的なスキームが必要

- 先導的研究開発モデルと研究成果の世界への発信
- 東北発世界レベルの新産業の創出・国際競争力の強化
- 被災地での課題解決・雇用創出・地域産業の再生・産業集積

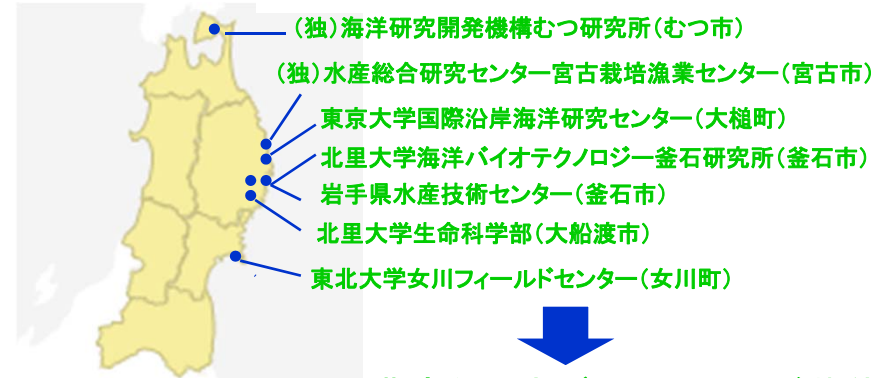
1. 地域経済社会の再生 (3)地域産業・企業の再生・創造 ⑤イノベーションによる成長産業の創出
技術革新(イノベーション)を通じた新産業・雇用の創出②

1-(3)-⑤

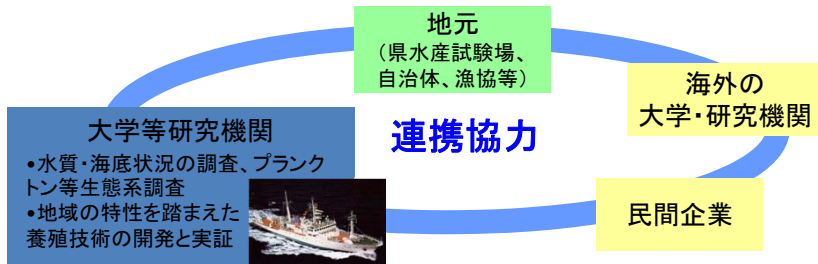
1. 東北海洋生態系の復興支援

- 震災の地震・津波により改変した海洋生態系を解明し、漁場を復興させるとともに、新たなアイデアに基づく産業を振興するためには、大学等の科学的知見を有効活用することが必要不可欠。
- そのため、大学、研究機関や民間企業が連携して復興支援のための**東北マリンサイエンスネットワークを形成し**、海洋調査船・分析機器等の基盤を整備し、地元と連携しつつ、三陸の復興を図るための研究を実施。

三陸沖周辺の研究機関の例



過去の豊富な調査データや手法が蓄積



2. 産学連携による東北発のイノベーション創出

- 東北は、電子部品、デバイス・電子回路、情報通信機械器具などの**製造業に強みあり**。
- 東北大には、**材料科学、物理・化学で世界のトップレベル**の強みあり。
大学発ベンチャー企業数も日本で第5位(平成21年度)。**ロボット研究においても優れた成果**。
- **東北の大学が強みを有する分野**で、地域に立地する企業さらには新たな企業も呼び込みつつ、協働で**東北発の世界レベルの新規事業を興す**とともに、**雇用の拡大に貢献**することが必要。

<現在想定される具体事例と成果>

(材料分野) 送電ロスの抑制等による電力損失の大幅な低減

電力システム用の**新たな高性能軟磁性材料**を開発し、エネルギーロスのゼロを目指した研究開発を実施

(光分野) ブルーレイ・ディスクを超える大容量光ディスク記録の実現

世界最高レベルの大出力小型レーザー開発により、**これまでの限界を超える超微細加工が可能**

(ナノテク・機械分野) 燃費効率の大幅な向上によるCO2排出量の削減

摩擦面のナノレベルでの現象解明及び摩擦機構の基礎的・理論的解明に基づいた汎用性を有する基盤技術の確立により、**超潤滑システムを設計**

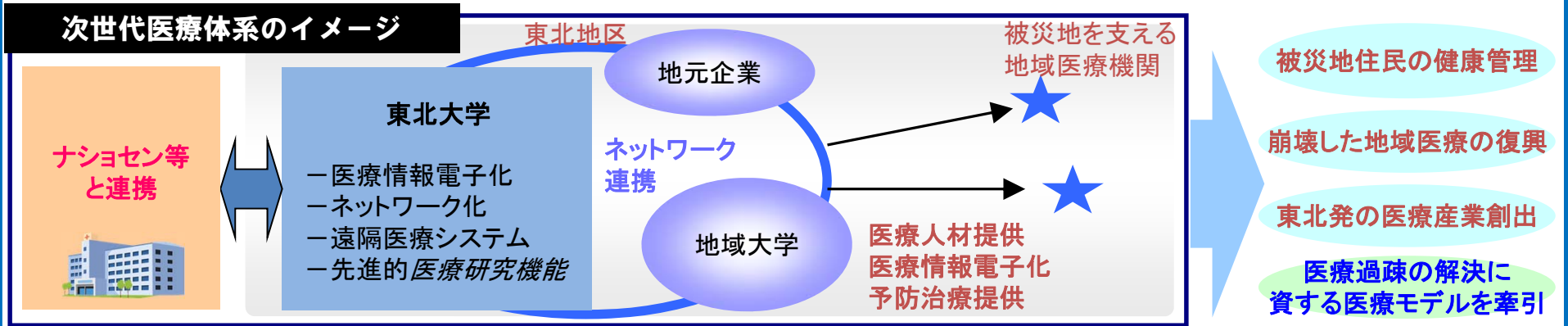
1. 地域経済社会の再生 (3)地域産業・企業の再生・創造 ⑤イノベーションによる成長産業の創出
技術革新(イノベーション)を通じた新産業・雇用の創出③

1-(3)-⑤

3. 地域医療復興を目指した東北発次世代型医療ネットワークの構築

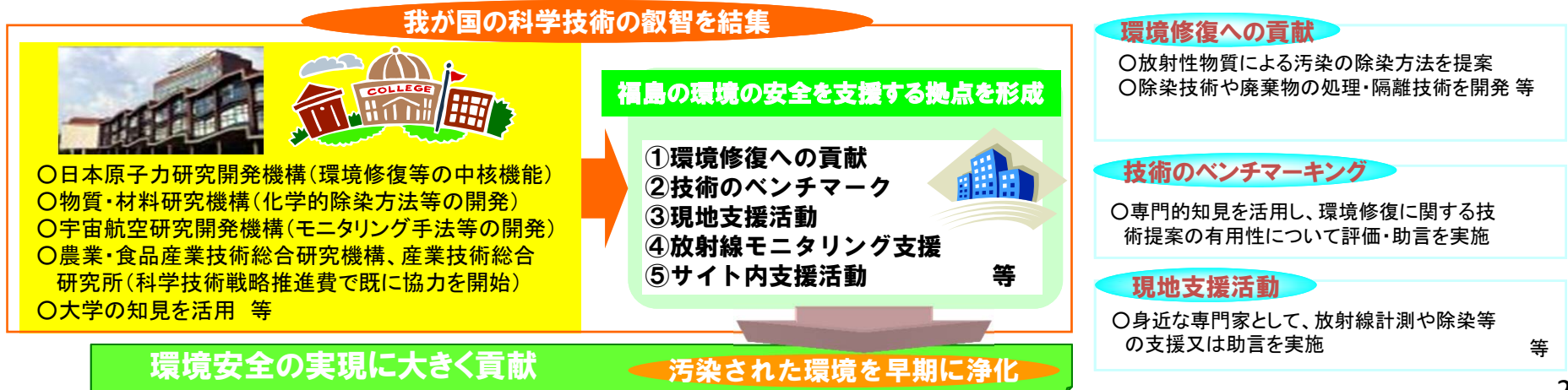
○地域医療の復興のため、大学病院を核とする医療人材育成システムを通じ、被災地の医療を担う地域医療ネットワークを復旧・復興。併せて、次世代医療体系を構築し、医療イノベーションを創出することにより、東北地区の産業創出・復興に大きく貢献。

- ・医療情報の電子化・ネットワーク化による遠隔医療を推進し、オールジャパンでの次世代医療体系の構築に貢献
- ・優れた医療人材を引きつけるため、先端医療研究拠点ネットワーク(創薬研究、橋渡し研究等の一体的実施)を形成



4. 原子力災害被災地域の環境修復 福島における環境の安全を支援する拠点の形成



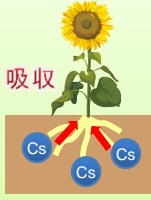
- 環境モニタリングを行うと共に、環境修復に関する技術の確立、技術的知見の集積・発信等を行う拠点を創設。
- 日本原子力研究開発機構を中核に、関係研究機関、民間企業の協力の下で、内外の叡智を結集する開かれた拠点を形成。
- 環境修復技術については、内外の知見を結集し、技術的評価を経た実現性の高い「処方箋」をとりまとめ。



1. 農地土壌の除染技術で我が国が世界をリード



- 世界各国と連携し、東日本大震災の被災地でしか出来ない放射能関連研究を展開し、この分野の研究で世界をリード。

農地土壌除染技術開発

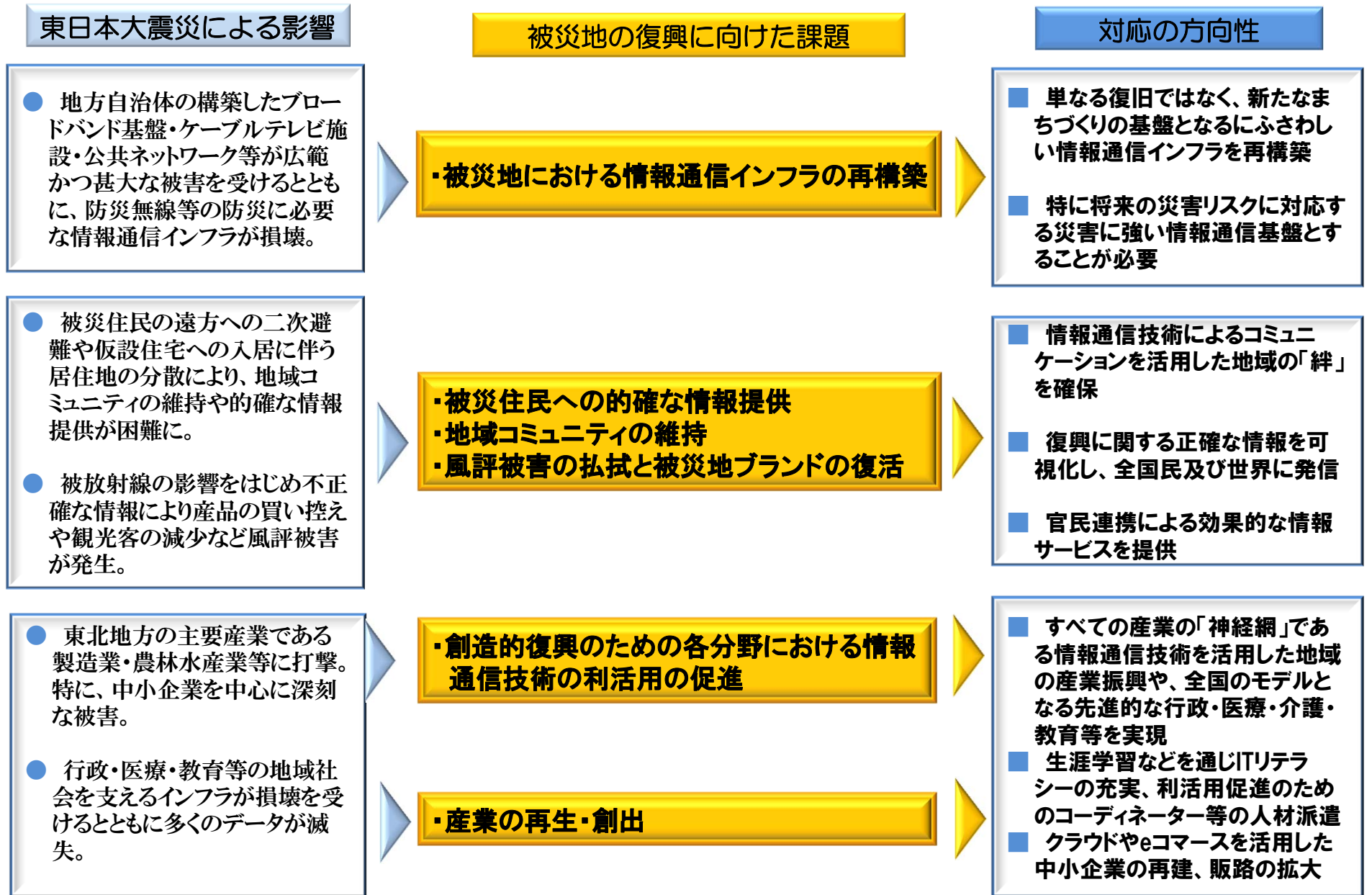
<p>① 物理的手法</p> <p>表層土壌のはぎ取りによる除去あるいは表層土壌の深部への埋設により、土壌を土木的に処理</p>  <p>表層土壌のはぎ取り</p>	<p>② 化学的手法</p> <p>土壌洗浄後の放射性物質の回収、あるいはカリウム肥料等の施肥による作物への吸収抑制</p>  <p>吸着剤 (ゼオライト等)</p>	<p>③ 生物学的手法</p> <p>放射性物質を吸収する植物(例えば、ナタネ、ヒマワリなど)による浄化(=ファイトレメディエーション)</p>  <p>吸収</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 農業技術の大規模実証により新たな農業を提案

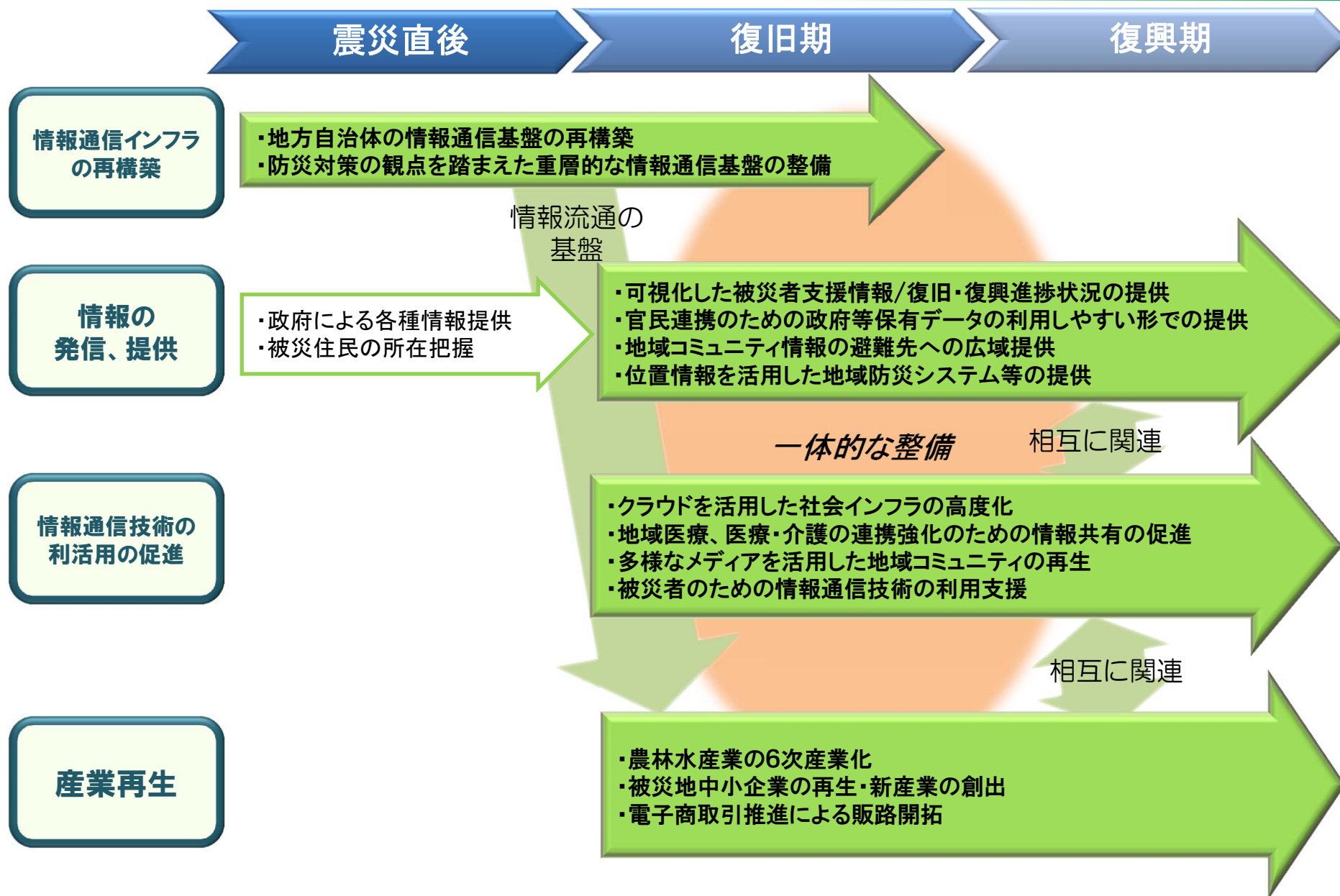
- 被災地域で、先端技術を駆使した大規模な実証研究を行い、成長産業としての新たな農業を日本全国に提案。

<p>今までの実証研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 研究課題ごとに、個々の技術で小規模実証 ✓ 研究と現場の農業経営とがつながらない場合も <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 産学連携による技術の組み合わせ ✓ 大規模な実証により経営の姿も「見える化」 	<p>大規模な実証研究 (例)</p> <div data-bbox="920 1059 1375 1158"> <p>ICTを活用した農作業支援システム開発</p> <p>複数の離れた現場で作物等の状況を把握、情報を統合・解析し、高付加価値化等を可能にする農作業を提案する農業支援システムの開発・実証</p>  <p>品質向上のため〇をお勧めします</p> <p>作業</p> <p>環境データ</p> <p>草勢データ</p> <p>システム</p> </div> <div data-bbox="1525 1059 1980 1158"> <p>地域循環型の省エネ農業技術の開発・実証</p> <p>籾殻等を発電に利用、廃熱をハウスの加温に利用、CO2を植物の肥料に利用等、技術を組み合わせ体系化。</p> <p>→ エコ農産物のブランド化により6次産業化等を推進</p>  </div>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

情報通信技術による復興の全体像(課題と対応の方向性)



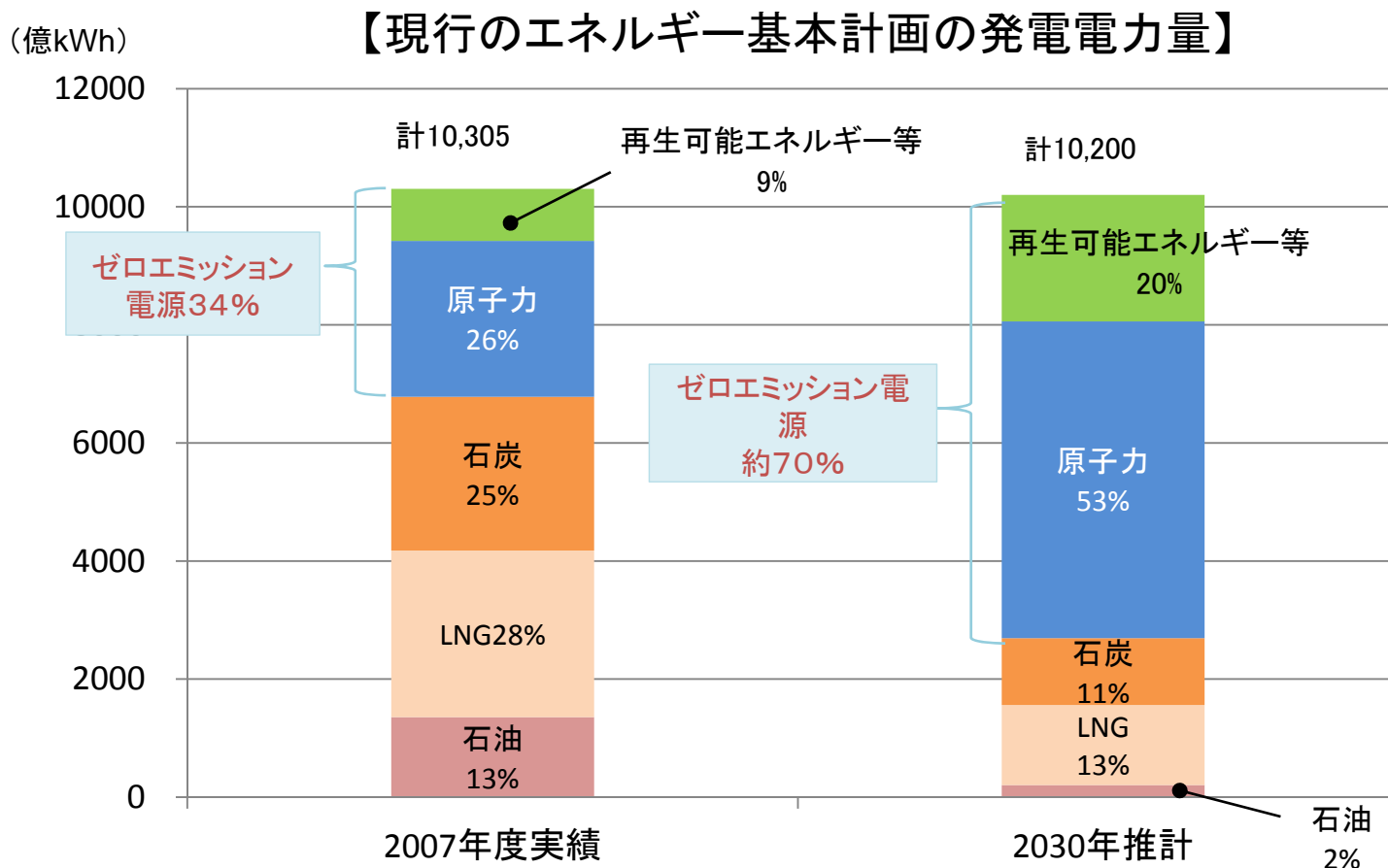
情報通信技術による復興への貢献(施策例)



現行のエネルギー基本計画の改定の必要性

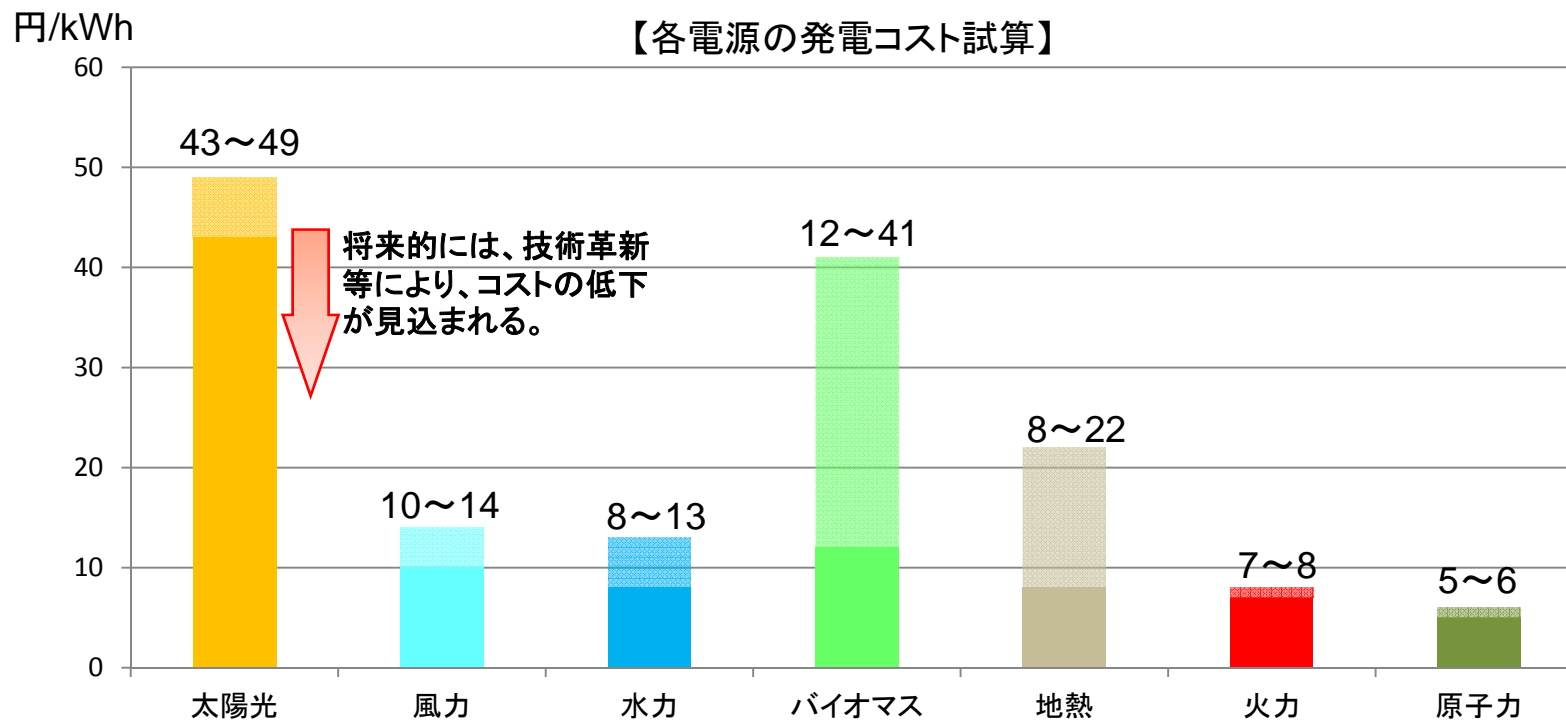
○現行のエネルギー基本計画(2010年6月閣議決定)は、原子力発電について、2020年に9基の新增設、2030年において14基以上の新增設を想定。一方、今回の原発事故を契機として、本エネルギー基本計画の見直しが不可欠。

○計画の見直しは、今後行われる原発事故調査委員会の調査結果を踏まえ行われるが、その際、再生可能エネルギーの導入促進や産業の空洞化防止のための電力の安定供給といった観点を含めた、総合的・多角的な検討が重要であると考えられる。



再生可能エネルギーの重要性

- 再生可能エネルギーは、以下の観点から重要。その導入を加速化すべき。
 - ✓ 地球温暖化対策に貢献
 - ✓ エネルギー源多様化によりエネルギー輸入依存度を低減(エネルギーセキュリティの向上)
 - ✓ 新規産業・雇用の創出にも寄与
- 現状では、再生可能エネルギーの発電コストは、相対的に高い。



(出典)

太陽光: 太陽光発電協会のデータより資源エネルギー庁試算

風力: 総合資源エネルギー調査会第7回新エネルギー部会(2001年6月)

水力・火力・原子力: 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会コスト等検討小委員会(2004年1月)

※原子力は、再処理、廃棄物処分、原子炉廃止措置等にかかる費用を含む。

バイオマス: 再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム資料より

地熱: 地熱発電に関する研究会(2009年6月)

各種再生可能エネルギー(発電利用)の特性

	概要 (2009年時点)	現行の長期需給 見通し(2020年)	特長	課題・東北地方におけるポテンシャル
太陽光発電	○導入量 約277万kW (原油換算68万kl) ○発電原価:約49円/kWh	現状(05年度) の20倍程度	○大幅な発電コスト低下 が見込まれる。 ○産業の裾野が広い。	○発電原価が他の発電方式に比べ高い。 ○出力が不安定で、蓄電池の設置等の系統安定化対策が必要。 ○東北地方太平洋沿岸は、関東地方と同程度の日照時間を有し、気温が低く太陽光発電システムのモジュール温度の上昇によるロスが小さいため、太陽光発電に適性がある。
風力発電	○導入量 約218万kW (原油換算89万kl)(陸上風力) ○発電原価:約10~14円/kWh (陸上風力)	現状(05年度) の5倍程度 (500万kW)	○陸上風力は、相対的に発電 コストが低く、 事業採算性が高い。 ○小型風力・洋上風力 などの新技術も登場。	○立地の制約が強い。 ○出力が不安定で、蓄電池の設置等の系統安定化対策が必要。 ○騒音・低周波の発生可能性等。 ○岩手県、福島県(阿武隈高地)、青森県は、風況が良く、上記のような課題はあるものの、北海道と並ぶ風力発電のポテンシャルはある。
バイオマス発電	○導入量 約154万kW (原油換算183万kl) ○発電原価:12~41円/kWh	約217万kW	○地域の未利用資源の利用が 可能。 ○燃料のバイオマスは発電利 用のほか、熱利用やマテリア ル利用など用途が幅広い。	○マテリアル利用との競合等に関する配慮が必要。 ○大量導入のための原料の安定供給(原料の供給量や価格の変動を伴う)。 ○種類・利用方法によりコストに大差。
水力発電	○導入量 約4,797万kW (原油換算1,907万kl) ○発電原価:約8~35円/kWh	約4925万kW	○安定的な発電が可能。 ○技術的にも成熟。	○立地箇所の制約が大きい。立地地点の奥地化が進んでおり、電線敷設のコスト増等により発電コストが逡増する可能性が高い。 ○水利権の調整が必要。 ※小水力発電も一定の導入ポテンシャルあり。
地熱発電	○導入量 53万kW (原油換算62万kl) ○発電原価:約9~22円/kWh	約53万kW	○安定的な発電が可能 ○技術的にも成熟。 ○地熱資源は国内に豊富に 存在。	○火山活動が活発な地域が適地であり、立地箇所の制約が大きい。 ○立地地点の奥地化が進んでおり、電線の敷設や資材の運搬に掛かるコスト等により、発電コストは逡増する可能性が高い。 ○東北地方には、青森県・岩手県・宮城県の内陸部に開発可能ポイントが存在。

※波力、潮力発電については、技術開発段階であり、将来の実用化を期待。

国会に提出中の全量買取制度の成立の必要性

○再生可能エネルギー(発電利用)の導入量を拡大するには、全量買取制度(今次国会に法案を提出中)の成立・実施が不可欠という認識が共有された。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」

(4月5日に国会に提出)

【買取対象】

- 従来から買取対象であった住宅用等の小型の太陽光発電(※)に加え、新たに以下の再生可能エネルギー(実用化されているもの全て)を対象とする。発電事業用も含む。
- － 太陽光発電(住宅用等の小型以外も追加)
 - － 風力発電
 - － 中小水力発電(3万kW未満)
 - － 地熱発電
 - － バイオマス発電(ただし紙パルプ等他の用途に影響がないものに限る。)

【買取価格・期間】

- 風力、中小水力、地熱、バイオマス発電は、15～20円/kWh程度で15～20年程度買い取り。
○太陽光発電については、技術革新による価格低下が早いので、当初は高い買取価格を設定し、徐々に低減。

【費用負担方法】

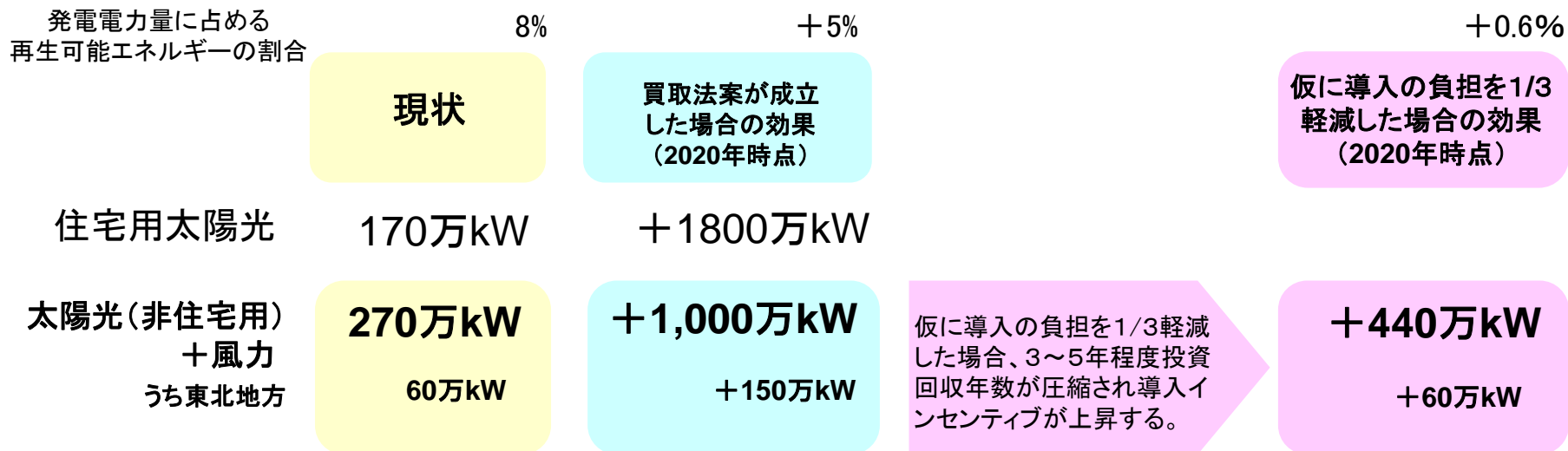
- 買取費用を電気料金に上乗せして回収(付加金)。
○全ての需要家が電気の使用量(kWh)に応じて負担。

※住宅用等の太陽光発電については、既に余剰電力買取制度が2009年11月より実施されている。

再生可能エネルギーの導入加速化の必要性

- 他方、再生可能エネルギーの導入を現行計画より加速化するためには、出力の不安定性やコスト高、立地制約と言った課題に対応していく重要性も認識された。
- このため、短期的には、その導入コストを低減させる方策を検討する必要。
- 出力不安定性への対応策としては、蓄電池の導入が鍵となる。その導入の拡大、技術開発は我が国産業の国際競争力の観点からも有益。なお、現時点では、蓄電池を組み合わせて設置する場合、太陽光発電や風力発電のみの場合に比して、さらに1.5~2倍のコストが必要。

<再生可能エネルギーの導入加速化の試算>

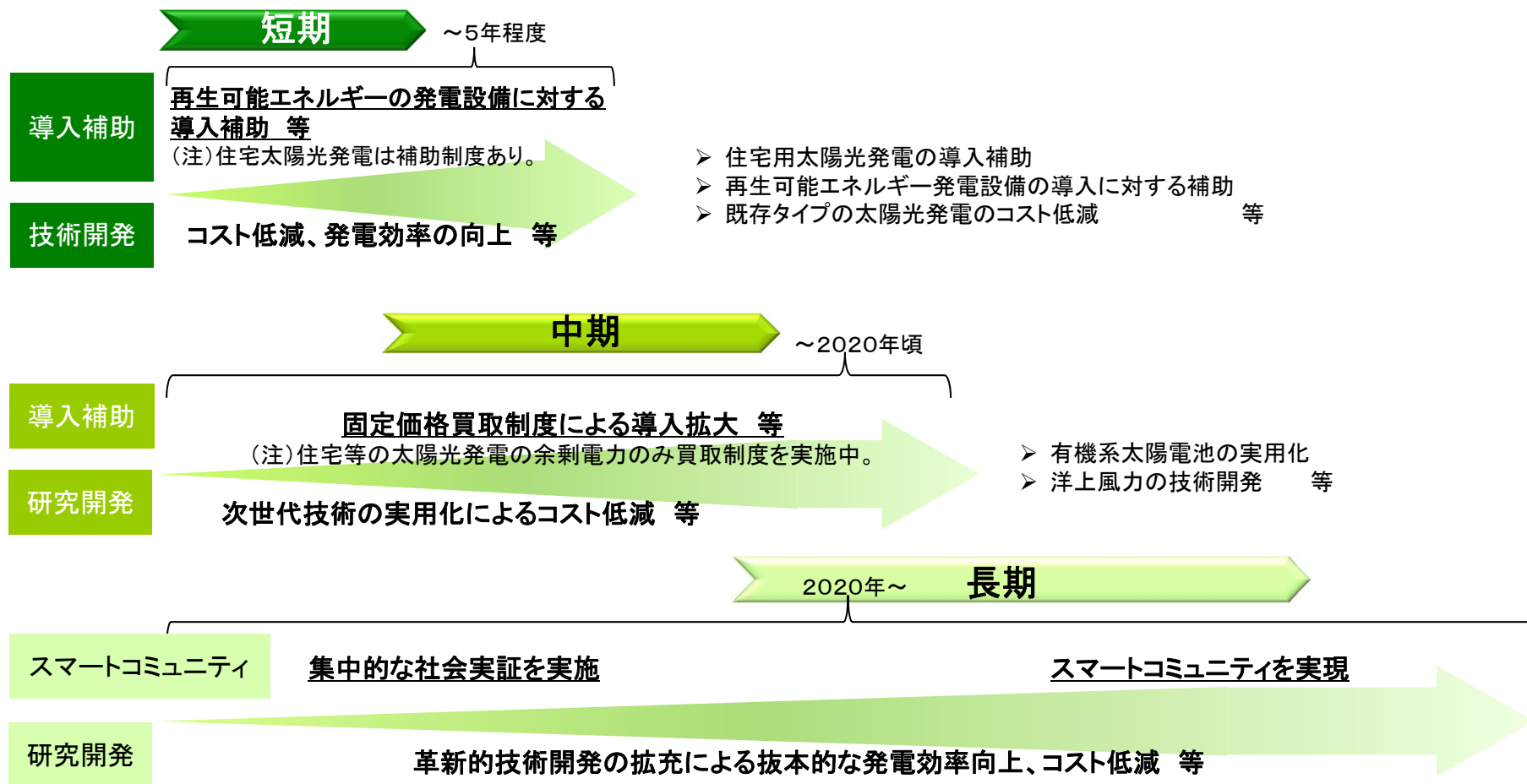


再生可能エネルギー等の導入のタイムフレーム

○長期的には、不安定性への対応策として、地域における再生可能エネルギーやガス等を活用したコジェネ（熱電併給）、省エネルギーシステムを効率的に活用し、需要管理をトータルに図るインフラ（スマートコミュニティ）の開発とその導入が必要との認識が共有された。

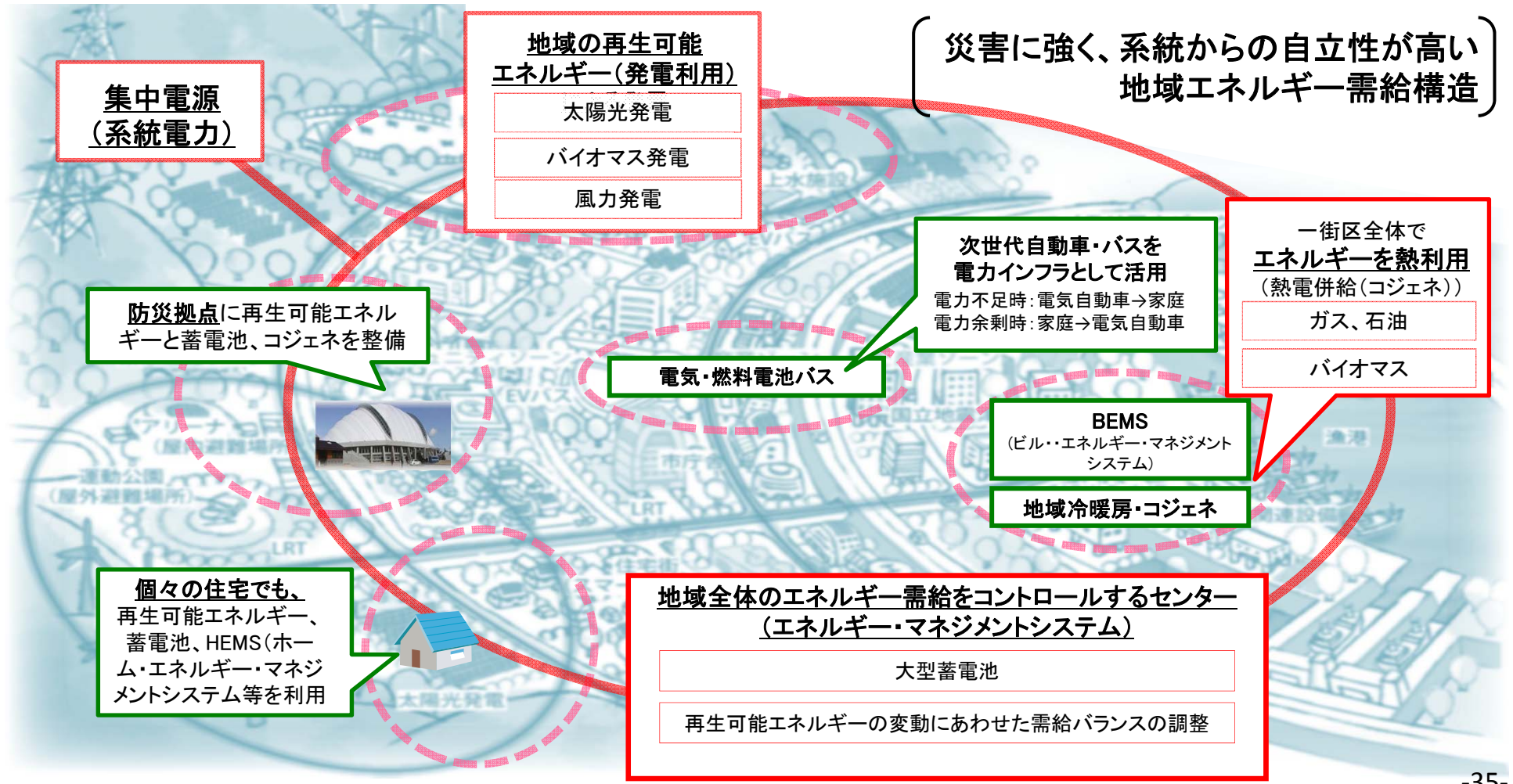
○したがって、被災地域の復興のシンボルとして、モデル的に導入することも検討すべき（復興構想7原則「自然エネルギー活用型地域の建設を進めるべき」）。

○同時に、より効率の良い再生可能エネルギー技術や省エネ技術等の技術開発に取り組む必要。



再生可能エネルギー等を活用した自立型・分散型システム(スマートコミュニティ)

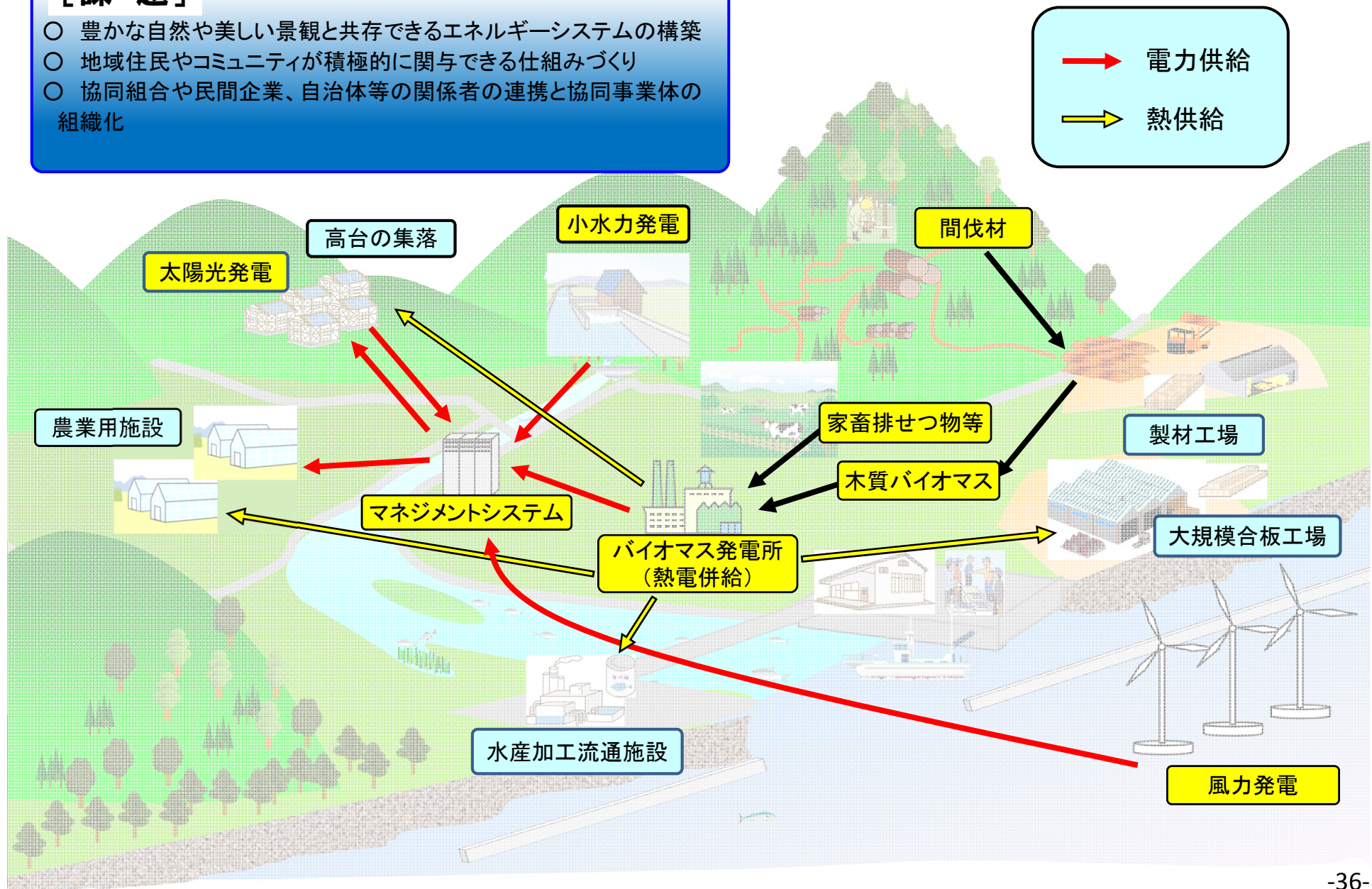
- 再生可能エネルギー等を電気利用、熱利用した分散型エネルギーシステムを大規模に導入。
- IT、蓄電池やコジェネ(熱電併給(ガス、石油、バイオマス等))を活用し、地域内で需給をバランス。地域のビルや家庭の単位でも、再生可能エネルギー、蓄電池等を活用し、災害に強く系統からの自立性が高い需給構造を実現。
- これらの鍵となるエネルギーマネジメントや蓄電技術の確立を目指し、実証実験を実施中。



農山漁村におけるエネルギー自立型システム(スマートビレッジ)

【課題】

- 豊かな自然や美しい景観と共存できるエネルギーシステムの構築
- 地域住民やコミュニティが積極的に関与できる仕組みづくり
- 協同組合や民間企業、自治体等の関係者の連携と協同事業体の組織化



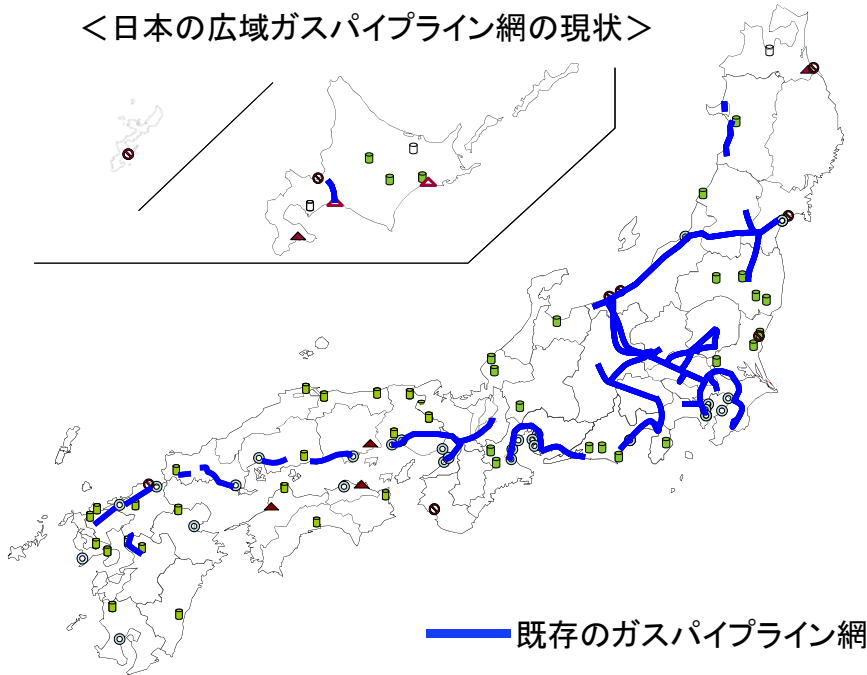
災害に強いエネルギー供給体制の強化(ガス、石油)

○今般の震災によって、ガス・石油などの既存のエネルギー供給体制の防災対策の重要性が認識された。
 ○ガスについては、津波により仙台のガス基地が損壊し、都市ガスの供給が停止した。都市ガスは我が国のガス総需要の約65%を供給しているため、今後、災害にも強い安定供給体制を構築すべく、広域ガスパイプライン網の整備などの対応策が必要。
 ○ガソリン等の石油製品については、塩竈港の被災などにより、石油供給に支障が発生した。各地で防災拠点となりうるガソリンスタンドを定め、災害時にも当面の燃料供給を可能とする大型地下タンクを整備するなどの対応策が必要。

<震災後のガス供給の状況>

○津波により、仙台のLNG基地が供給停止となり、ガス供給が停止。
 ○都市ガスの復旧には1年以上かかる見込みだったが、新潟から仙台への広域パイプラインによる代替供給に切り替えて、震災後36日で復旧。

<日本の広域ガスパイプライン網の現状>



<震災後の石油供給の状況>

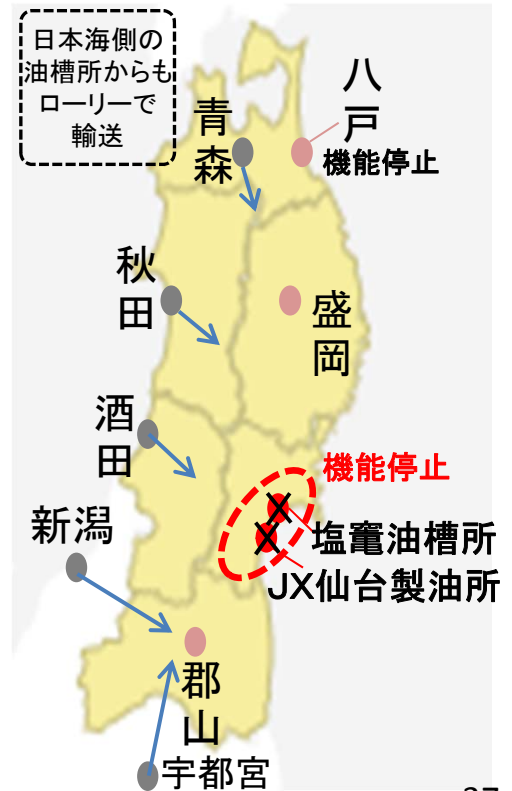
3/11 石油供給拠点が被災

- 製油所、油槽所が機能停止
- ローリーやSSも破損
- 内陸への鉄道輸送網も分断
- ▶ ほとんどの拠点が出荷不能

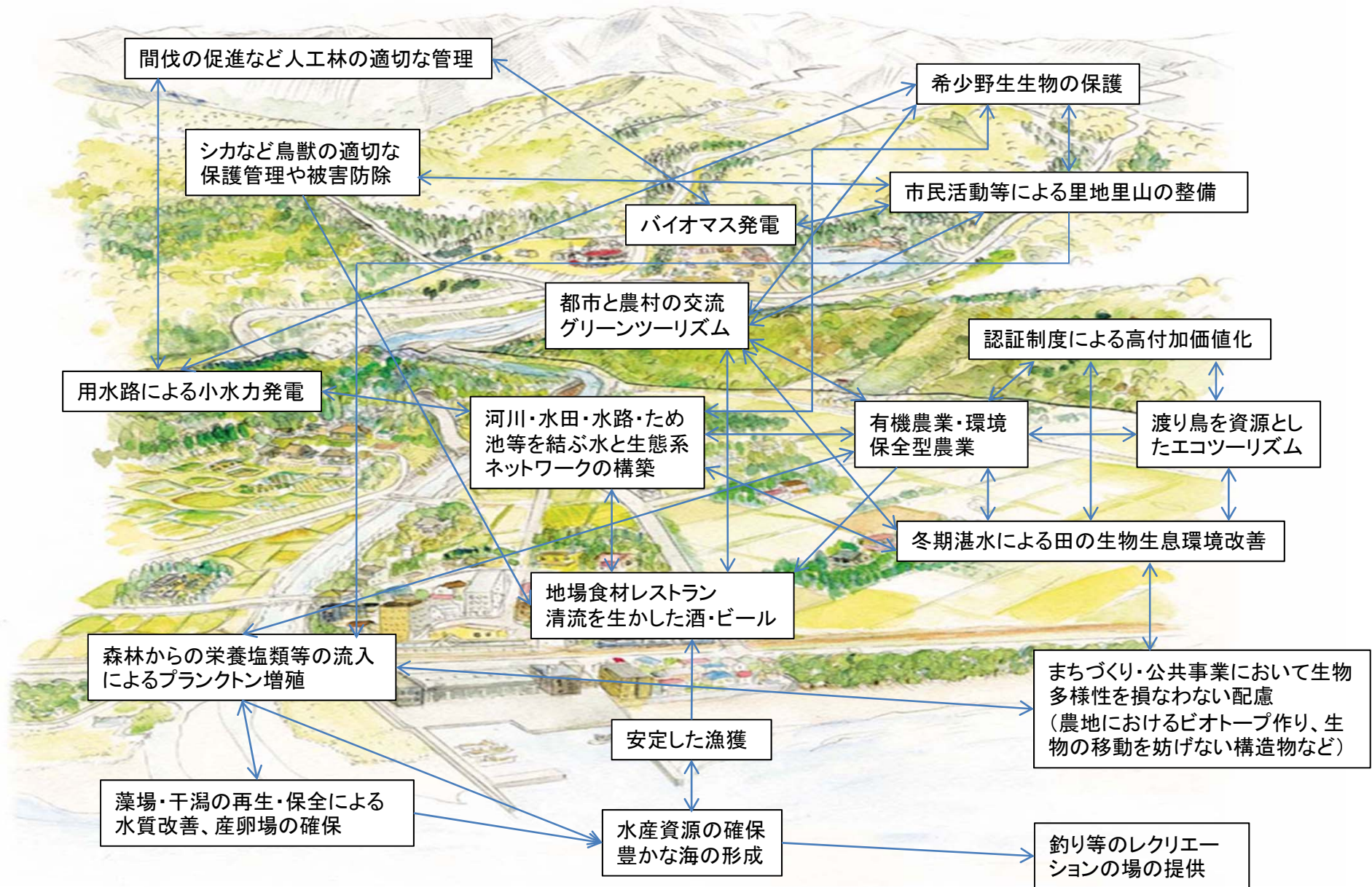
物流の回復が死活問題に (3/17に緊急対策)

- 病院等への緊急供給
- ローリー300台を投入
- 港湾や鉄道輸送の回復
- 孤立地帯へのドラム缶輸送

3週間後に約8割の供給を回復 (現在は約9割が回復)



生態系の恵みを生かす地域イメージ



減災を進めるに当たって ～特に津波を念頭に～

基本的な考え方

- 我が国は、地震、津波、その他の災害が発生しやすい国土であることを、国民1人1人が十分認識する必要(災害リスク認知社会)
- 極めて広域的、甚大かつ低頻度なハザードに対しても、最悪のシナリオを想定した上で、最低限国民の生命を守るという思想のもとに、被害をできるだけ**最小化する「減災」**の考え方が重要
- 海岸保全施設等津波からの防護のための**ハード面の対策のみでは限界**。そのため、今まで以上に、防災教育などのソフト面の対策を重視しつつ、避難のためのハード整備、土地利用規制等の地域づくりなど、各種施策をマネジメントして取り組む必要。

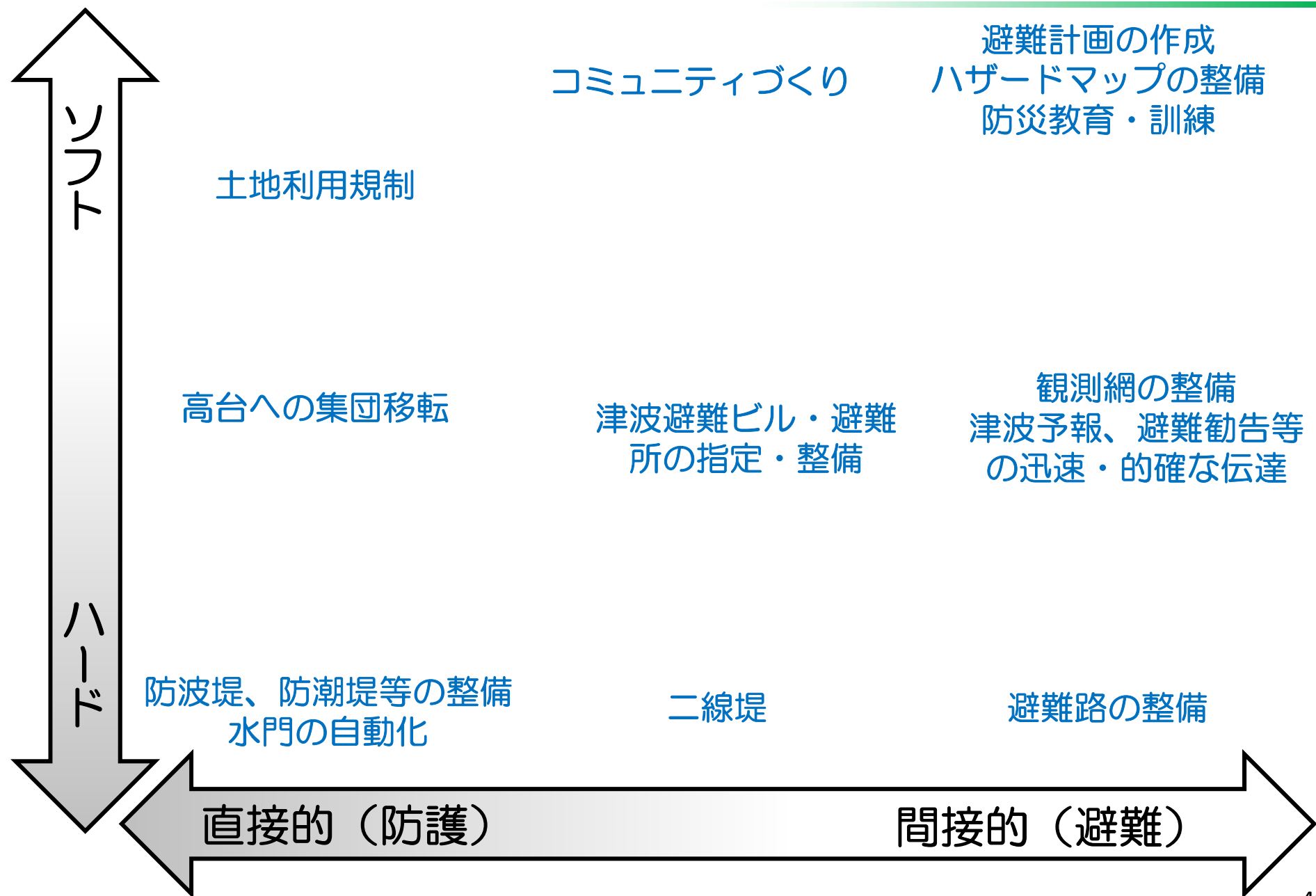
施策の総動員(津波対策の例)

- 津波予報、避難勧告・指示の迅速・的確な伝達(減災のための情報利用の向上)
 - ※ 津波予報の迅速化・精度向上、避難勧告・指示の住民への的確な伝達 等
- 堤防の整備等の計画的な実施(国土を守る施設の整備レベル)
 - ※ 防波堤・防潮堤等の整備・耐震化、水門の自動化・遠隔操作化の推進 等
(施設設計の考え方)
 - 通常のハザード(レベル1:津波防護レベル):人命及び財産を保護
 - ⇒原則として防波堤等により津波の侵入を防止(避難のためのソフト対策も併せて実施)
 - 低頻度の甚大なハザード(レベル2:津波減災レベル):少なくとも人命を保護
 - ⇒防波堤等の整備のみでは対応できないことから、ソフト対策、まちづくりなどの施策を総動員
- 津波から生命を守る避難対策(減災のためにマネジメントに基づく検討)
 - ※ 津波避難計画(避難先・避難経路)の策定、津波避難ビル・避難路等の指定・整備 等
- 津波に備えた訓練・啓発(想定外にも対応出来る臨機応変な対応能力の向上)
 - ※ 津波ハザードマップの整備、住民参加による避難訓練 等
- 安全な地域づくり
 - ※ 土地利用規制、高台への集団移転 等

その他の課題

- 東日本大震災の全容把握と被災メカニズムの解明、次世代への教訓の伝承、アーカイブなどの作成
- 耐津波研究の推進(越流しても破壊しない構造物、多重な組み合わせによる津波エネルギーの低減 等)

津波防災地域・まちづくりに関連する施策のイメージ



津波・防災まちづくりに関連する手法・事業等①

■防災集団移転促進事業

○事業概要

「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」(昭和47年法律第132号)に基づき、災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居を集団的に移転させ、住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とし、そのために必要な措置として、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行う。

○事業計画の策定

市町村は、移転促進区域(※)の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議しその同意を得て、集団移転促進事業計画を定める。

(※)移転促進区域

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域。

○住宅団地の整備

10戸以上(移転しようとする住民の数が20戸以上を超える場合には、その半数以上の戸数)

○補助対象(補助率3/4)

- ①住宅団地の用地取得及び造成に要する費用
- ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する費用
- ③住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用
- ⑤移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

○最近の実例

実施年度	団体名		移転戸数	原因となった災害
	都道府県名	市町村名		
平成5~7	長崎県	島原市	90	H 2.11 雲仙・普賢岳噴火災害
平成6	鹿児島県	溝辺町	12	H 5. 8 平成5年8月豪雨災害
平成6~7	北海道	奥尻町	55	H 5. 7 北海道南西沖地震災害
"	長崎県	深江町	15	H 2.11 雲仙・普賢岳噴火災害
平成8~10	"	島原市	19	H 5. 4 雲仙・普賢岳噴火災害
平成13	北海道	虻田町	152	H12. 3 有珠山噴火災害
平成17~18	新潟県	長岡市	27	H16.10 新潟県中越地震等
"	"	川口町	25	H16.10 新潟県中越地震
"	"	小千谷市	63	H16.10 新潟県中越地震

津波・防災まちづくりに関連する手法・事業等②

■被災市街地復興土地区画整理事業

○事業概要

①目的

大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地のうち、被災市街地復興特別措置法に基づいて定められる被災市街地復興推進地域において、土地区画整理事業の実施による市街地の緊急かつ健全な復興を図る。

②制度の概要

イ. 根拠

- ・被災市街地復興特別措置法
- ・土地区画整理法

ロ. 施行者

地方公共団体、土地区画整理組合、都市再生機構 等

ハ. 特徴

- 換地の特例による住宅地の集約
- 保留地特例による公営住宅や防災のための施設等用地の確保
- 換地計画において土地の一部に変えて施行地区内に住宅を給付
- 施行地区外に住宅を建設し、換地計画においてその住宅及び敷地を給付

③実績

- ・20地区(全地区完了済)

○実例 芦屋中央地区(兵庫県芦屋市)

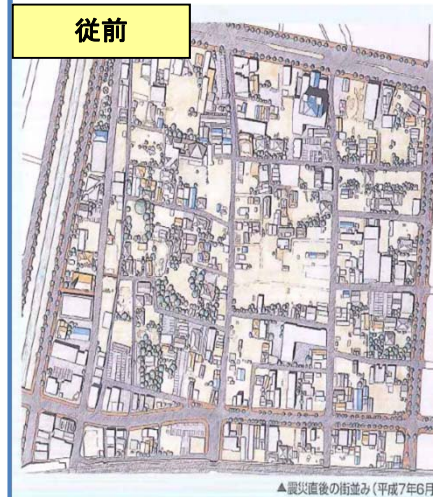
施行面積：13.4ha

施行期間：平成8～14年度

施行者：住宅・都市整備公団(現都市再生機構)

事業費：約248.7億円

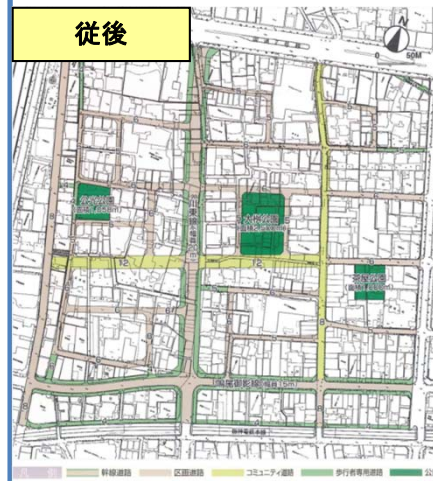
従前



▲震災直後の街並み(平成7年6月)



従後



■大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

○事業概要

大地震時等に大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業

○施行地区要件

(1) 次のいずれかに該当する地域

- ① 宅地造成等規制法第20条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域
- ② 同法第3条の規定に基づき指定された宅地造成工事規制区域内で同法第16条の規定に基づく勧告がなされた区域

(2) 地震時に滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地であって以下の①～③の全ての条件を満たすもの

- ① 崩落するおそれのある盛土部分の面積が3,000m²以上
- ② 当該盛土上に存在する家屋が10戸以上
- ③ 道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道)、河川、鉄道、地域防災計画に記載されている避難地又は避難路のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの

○事業主体

地方公共団体がその費用の一部を助成する場合、又は自ら実施する場合に当該地方公共団体に補助

○交付率

国1/4

○補助対象

大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

○実例

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の実施事例 (新潟県柏崎市山本団地)	
事業主体	柏崎市
対象区域面積	2.4ha
保全対象公共施設	二級河川鯖石川
事業内容	暗渠工(暗渠排水パイプφ200~300mm、L=約1.3km)など
事業期間	平成19年度(2007年度)~平成20年度(2008年度)
全体事業費	約1億6千万円 (国:約4000万円、市:約4000万円、新潟県中越沖地震復興基金:約4000万円、地元住民:約4000万円)

暗渠工平面図



暗渠工写真

津波・防災まちづくりに関連する手法・事業等④

■土地改良事業(農地の区画整理)

○事業概要

実施内容

- 立地条件に即して農地を大区画化・汎用化
- 用水路・排水路や農道を整備
- 換地・利用権設定等により農地の利用を集積
- 公共用地・宅地等の非農用地を設定又は創設

実施要件等

【実施要件】

- 受益面積がおおむね20ha以上
- 大規模経営体の育成(組織化・法人化等)
- 大規模経営体への一定以上の農地利用集積

【補助率】 内地・北海道50%(中山間55%)
離島55%、沖縄75%、奄美60%

【その他】

- 農業振興地域の農用地区域が主たる対象
- 農業者の発意により実施
- 受益者全体の2/3以上の同意

被災地対応 (土地改良法特例法に基づく措置)

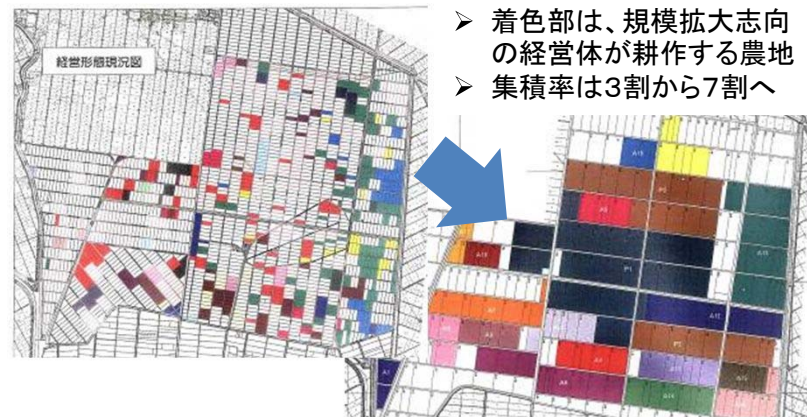
【実施内容】 農地の災害復旧に併せて区画整理を実施

【実施要件】 津波被災農地、これと隣接した未被災農地

【補助率等】 戸当たり事業費の区分に応じて激甚災並みに嵩上げ(50%, 85%, 90%, 95%を適用)
国が実施主体となることも可能

○実例

意欲ある経営体への農地の集積



【北赤井地区(東松島市・石巻市)H21完了】

非農用地設定・秩序ある土地利用



【夕張太地区(南幌町)H9完了】

震災復興事業(複数の事業にて実施)の事例②

■福岡県西方沖地震(玄界島の復興)

○適用した事業

①小規模住宅地区改良事業

②公営住宅整備事業等

○小規模住宅地区改良事業の制度概要

1. 目的

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する。

2. 地区指定の要件

- ・面積要件 なし
- ・不良住宅戸数 15戸以上
- (※過疎地における激甚災害に係る事業の場合は5戸以上に要件緩和)
- ・不良住宅率 50%以上
- ・住宅戸数密度要件 なし

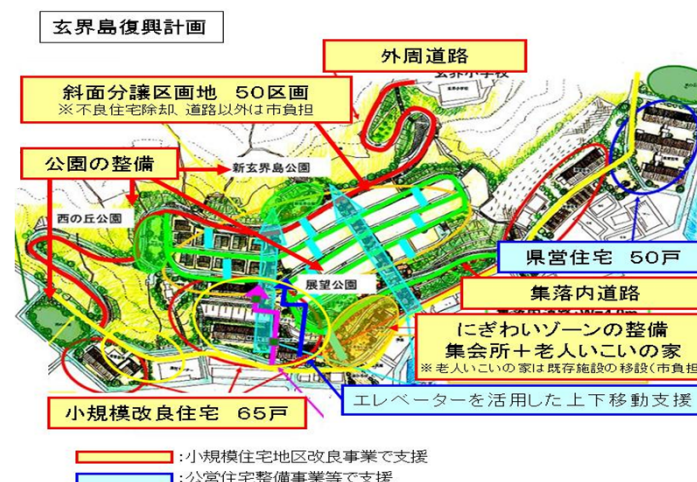
3. 補助対象 (補助率)

- ・不良住宅の買収・除却※ (1/2)
- ・小規模改良住宅整備 (2/3)
- ・用地取得 (1/2)
- ・公共施設・地区施設整備 (1/2)
- ※跡地非公共は1/3

○各事業の概要

①事業主体：福岡市
 期 間：平成17年9月～平成20年3月
 面 積：7.4ha
 事業費：70億円（うち国費35億円）
 事業内容：
 ・土地の買収、建物の除却
 ・改良住宅の建設（65戸）
 ・道路・公園等の基盤整備
 ・戸建て用地の造成
 （50戸：不良住宅除却、道路以外は市負担）

②事業主体：福岡県
 期 間：平成17年9月～平成19年3月
 面 積：7.4ha
 事業費：9億円(うち国費:4億円)
 事業内容：県営住宅を50戸建設、エレベーターを活用した上下移動支援(地域住宅交付金の提案事業により実施)



津波・防災まちづくりに関連する手法・事業等⑤

■建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定

○事業概要

津波、高潮、出水等による危険が著しい場所を地方公共団体が条例で災害危険区域に指定し、当該区域内における住居の建築禁止、構造や地盤面の高さに関する制限等の建築制限を条例で規定することができる。

○津波に対して災害危険区域が指定された実例

(例)宮城県南三陸町災害危険区域設定条例
(平成17年10月1日条例第152号)(抄)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項及び第2項の規定に基づき津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として南三陸町災害危険区域を設定する。

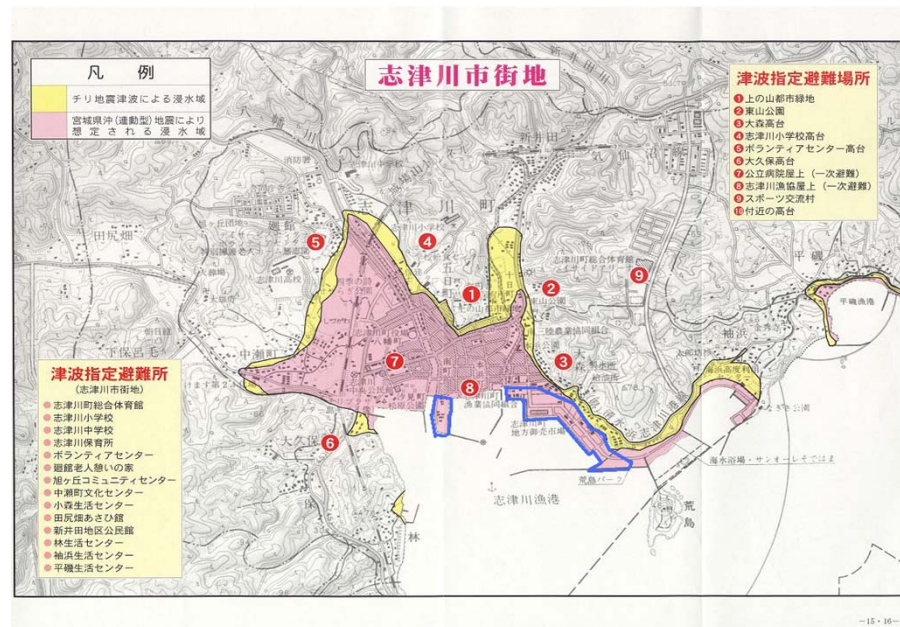
第2条 南三陸町災害危険区域は、次のとおりとする。

字名	区域
志津川字南町	88番地、89番地以南
志津川字大森町	97番地、98番地
志津川字旭ヶ浦	全域
戸倉字戸倉	169番地から196番地まで

第3条 前条に規定する災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築は、禁止する。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

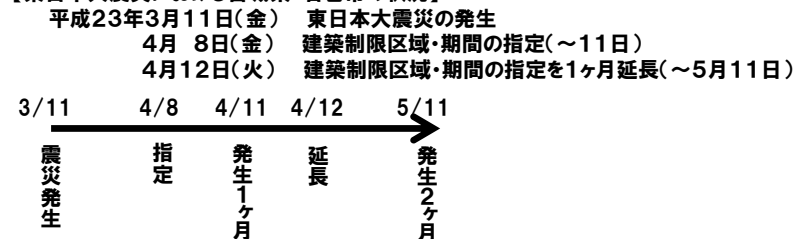


津波・防災まちづくりに関連する手法・事業等⑥

建築基準法第84条に基づく被災市街地における建築制限

被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条により、災害が発生した日から1ヶ月以内の期間においては、特定行政庁は区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築を制限・禁止することができる(延長の場合、最長で2ヶ月まで可能)。

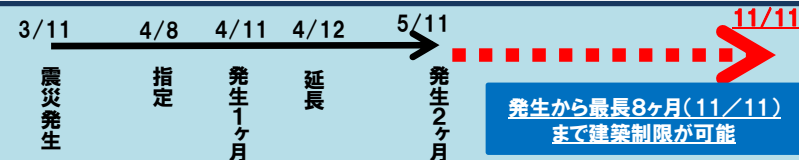
【東日本大震災における宮城県・石巻市の状況】



- 通常の災害では、被災後2ヶ月以内に復興に向けたまちづくりの方針を定め、被災後最長2年の建築制限が可能となる被災市街地復興推進地域を都市計画決定することが見込まれる。
- 東日本大震災で未曾有の甚大な被害を受けた市町村には、都市計画の方針の策定や随手続の実施が困難な地域もあり、実質的に2ヶ月以内の都市計画決定は不可能な状況。
期間の延長が必要である旨、宮城県からの要望(4月8日付)。

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律(平成23年4月29日公布・施行)

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地を所轄する特定行政庁は、**災害発生の日から6ヶ月(延長の場合、最長で8ヶ月)以内の期間**に限って、指定した区域の建築を制限・禁止できることとする。



○実例(平成23年6月6日時点)

1. 実施区域

気仙沼市、名取市、東松島市、女川町、南三陸町、石巻市の一部区域

2. 建築制限の内容

上記区域内において、建築物(次に掲げるものを除く。)の建築を制限。

- (1) 気仙沼市、名取市、東松島市、女川町、南三陸町
 - ・ 停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
 - ・ 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
 - ・ その他一の区域内の市又は町の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物
- (2) 石巻市
 - ・ 国、県、市等が震災復興事業の一環として建築する建築物
 - ・ 停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
 - ・ 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
 - ・ その他市長が支障ないと認めた建築物

3. 建築制限の期間

平成23年5月12日から9月11日までの間(※)

※ 石巻市の一部区域においては、平成23年5月28日から9月11日までの間

土地の区画形質の変更等について

事業前	事業後	対応する代表的な制度
農地 (農用地区域)	→ 農地	土地改良法
	→ 市街地	土地区画整理法 (土地改良法)
市街地	→ 市街地	土地区画整理法
	→ 農地	×

土地の権利関係の調整主体(まちづくり会社等)

公共事業施行主体

地方公共団体

公共事業の例:都市計画道路事業の場合

- 都道府県知事(又は国土交通大臣)の認可を受けて施行
- 事業地内の土地を買収(施行者に土地収用法に基づく収用権)

土地区画整理施行主体

土地の権利関係を交換・整理する事業の代表例として例示

地方公共団体

- 都道府県知事(又は国土交通大臣)の認可を受けて施行する。
- 事業計画等の認可に際し、権利者の同意は不要。機動的に事業を実施することが可能
- 事業実績:地区数:2,773 面積:124,975ha [H22.3末現在]

土地区画整理組合

- 地権者等が、都道府県知事の認可を受け、関係権利者等の同意及び自治体の許可等を受けながら施行
- 事業計画等の認可に際し、地権者及び地積の2/3以上の同意が必要
- 施行地区内の土地所有者及び借地権者は全員が組合員となる。
- 事業実績:地区数:5,871 面積:120,043ha [H22.3末現在]

※このほかに施行主体としては、都市再生機構、地方住宅供給公社等がある

一般会社

まちづくりを行う会社の一例として記載

まちづくり会社

- 法的根拠:まちづくり会社の法律上の具体的な定義はない。
(参考)改正都市再生特別措置法においては、「まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社」と規定。
- 地元の企業等が中心となって設立することが多い。
- 個々のまちづくり会社によって業務内容・規模は大きく異なるが、民間資金や民間の経営センスを活用しながら、公共的施設等の整備や管理・運営、人材育成や地域の管理運営(イベント企画運営、広場・街路樹の維持管理、清掃活動等)などハード・ソフトの両面から「まち」を再生する場合がある。その場合に個々の地権者から合意を得て土地の買取りを行い、土地の利用関係の整理を実現した例がある。

2. 減災・地域づくり (4)災害に強い交通ネットワーク 災害に強い交通ネットワーク(鉄道)

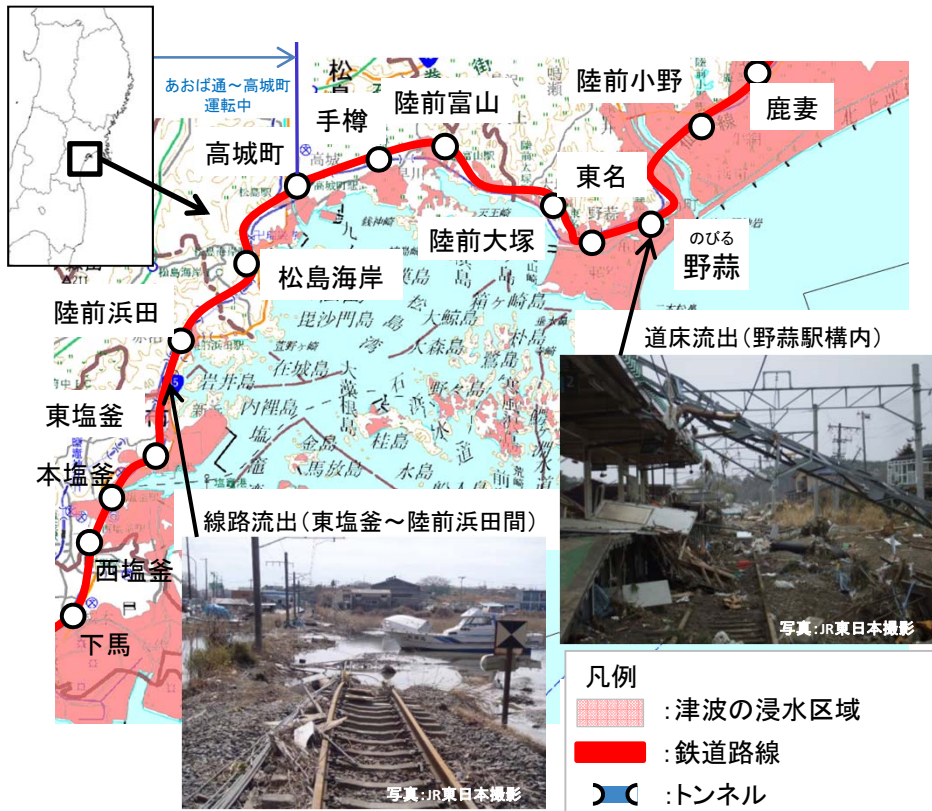
2-(4)

1. 市街地復興と一体で現行ルートの変更も含めた復興

三陸沿岸部のJR東日本の路線(仙石線、常磐線等)
※被害の甚大な市街地については移転等の可能性あり。

<JR仙石線>

- ・ 鉄道事業者の自助努力を基本としつつ、まちづくりと連携した鉄道用地の確保等
- ・ 駅を中心としたコンパクトなまちへの復興



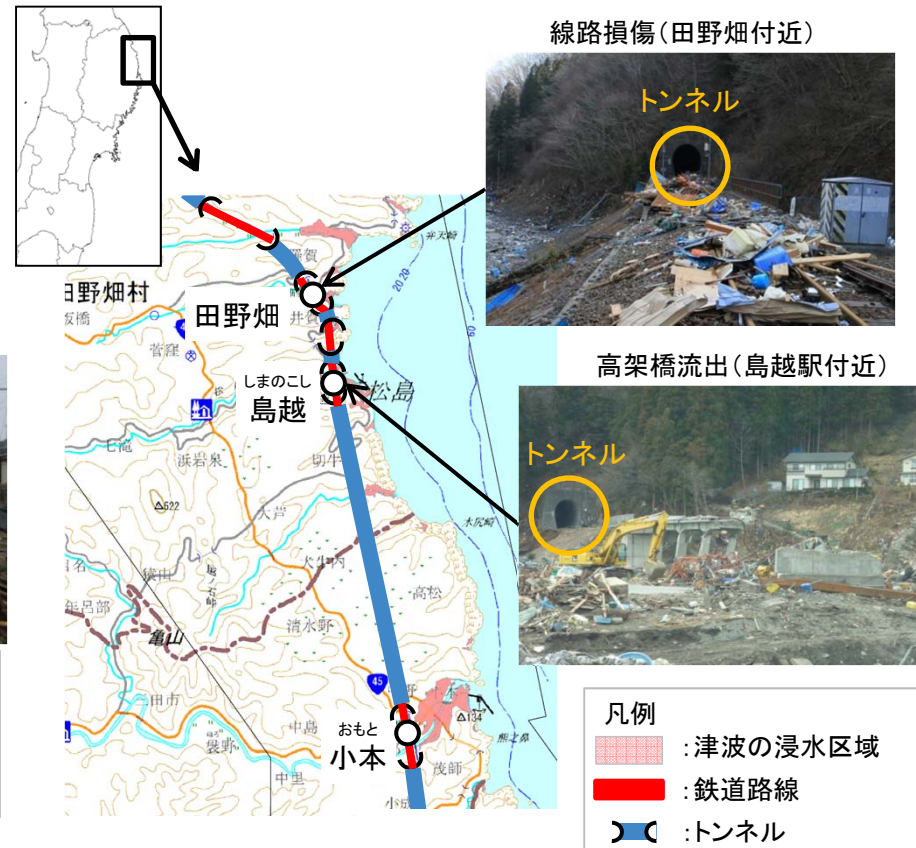
地図提供: 国土地理院

2. 既存施設を活かして現行ルートで復旧

三セク鉄道(三陸鉄道等)
※三陸鉄道の6割強を占めるトンネル区間に被害がほとんどない。

<三陸鉄道北リアス線>

- ・ 6割強がトンネル区間であるため、大幅なルート変更は困難
- ・ 復旧にあたっては、防災力及び減災力を強化
- ・ 経営基盤が脆弱な鉄道事業者に対する財政上の支援



災害に強い交通ネットワーク(道路)

- 被災地域の速やかな復興、再生の鍵となる路線を復興道路・復興支援道路とし、整備スケジュールを明確にして重点的に緊急整備
- 津波により壊滅的な被害を受けた地域等において、再度被害防止等に向けた取り組みを推進

復興道路・復興支援道路の緊急整備等

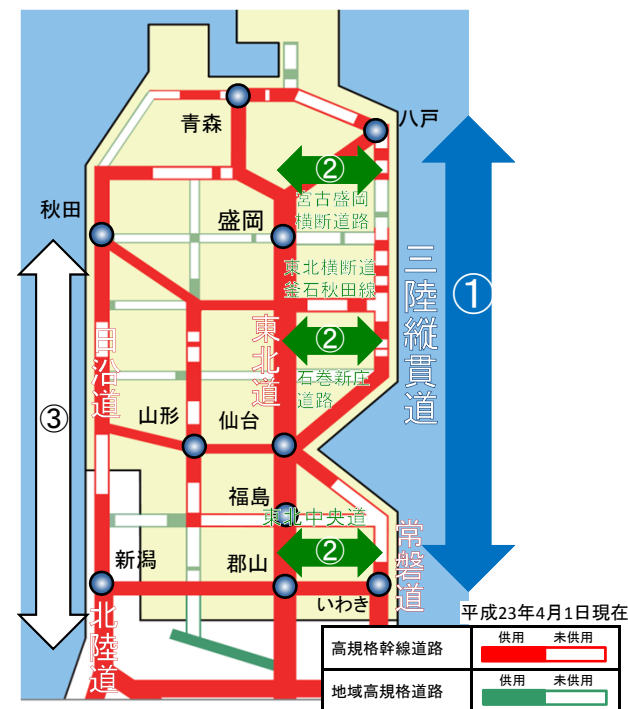
【復興道路】

- ① 復興の背骨となる太平洋沿岸軸(三陸縦貫道等)の形成
 - ・これからのまちづくり、産業振興を支える基礎的な交通基盤を構築
 - ・津波に強い道路により、被災時の孤立を防ぐ
 - ※ 道路に持たせる機能の複合化も検討 (避難場所等)
 - ・仙台周辺の道路ネットワークを強化

【復興支援道路】

- ② 太平洋沿岸地域と東北道を繋ぐ横断軸強化
 - ・内陸から沿岸部への広域支援ルートを確認

- ③ ダブルネット、対アジア交流圏を形成する日本海軸を強化



津波の再度被害防止等に向けた取り組み

- 高速道路のICから市街地等を接続する道路等の整備
- 支援活動に不可欠な幹線道路の有効活用を図る追加IC、緊急連絡路の整備
- 高台の道路等への緊急避難階段の整備
- 避難場所等としての「道の駅」の防災拠点化など、道路沿いの一定空間の整備
- 無電柱化 ○ 道路情報の収集・提供 等



「避難階段」により児童が迅速かつ安全に避難(岩手県岩泉町)



復旧支援活動拠点として機能した道の駅「津山」(宮城県登米市)

災害に強い交通ネットワーク(港湾)

○初動・応急対策期

被災者支援物資の輸送に最低限必要な港湾機能の早期回復

被災者支援のための緊急物資の確保

水・食料

燃料・電気

日本海側港湾を利用した代替輸送

被災地港湾(航路・泊地等 港湾施設)の応急復旧

緊急物資の海上(フェリー等)輸送



大震災発災

○復旧・復興期 ~「産業・物流復興プラン」の推進~

臨海部のみならず内陸部も合わせた東北地方全体の産業の空洞化を防ぎ、経済復興を実現するため、産業、特に製造業の操業再開に必要な原材料や製品の輸送、火力発電所などの燃料となる石炭・石油などの輸入基盤として、**港湾機能の早期回復**が必要。

企業活動の早期復旧・継続性の確保のため、まちづくりとも連携し、防波堤・防潮堤等のハード施策と、災害情報の早期伝達体制、港湾利用者の避難体制の構築等のソフト施策を併せた**災害に強い港湾づくりが必要**。

各港に設置された協議会において策定された「産業・物流復興プラン」に基づき、岸壁の早期復旧や避難計画の策定など**ハード・ソフトの総合的な対策を推進**。

産業復興に向けたスケジューリング・ニーズに合わせた瓦礫処理も含めた土地利用・輸送需要等の把握

各港設置の協議会における検討

港湾管理者等地方公共団体(県・市町村)

港湾周辺立地企業

港湾利用者

国

港湾における津波・防災対策

産業復興に合わせた復旧計画の推進

港湾における「産業・物流復興プラン」の策定

港湾計画の変更

津波来襲時の港湾の事業継続計画(BCP)策定

ハード・ソフト一体となった復旧・復興対策の推進

2. 減災・地域づくり (4)災害に強い交通ネットワーク 災害に強い交通ネットワーク(公共交通)

2-(4)

○幹線交通機関の防災機能の強化

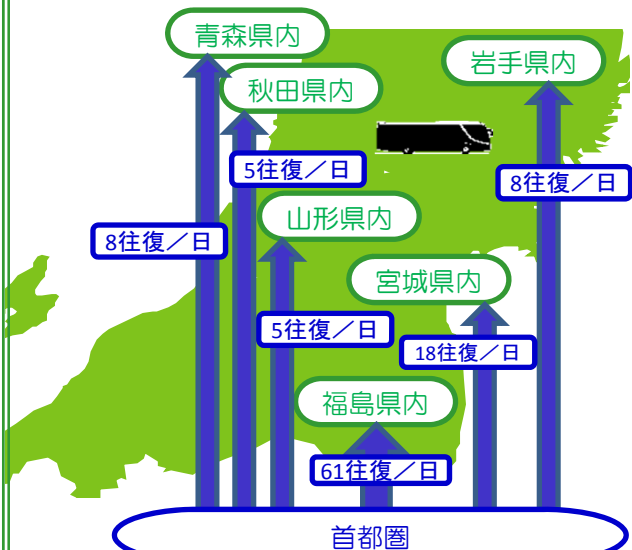
幹線交通機関の防災機能の強化

・耐震性の強化 ・復元力の充実 ・多重性の確保

- ▶ 東北新幹線は発災後49日で全線復旧（阪神・淡路大震災時の山陽新幹線：81日）
 - ▶ 仙台空港は発災後33日で民航航空再開
 - ▶ 東北新幹線の復旧まで、航空及び高速バスが代替交通機能を発揮
 - ▶ →3月12日～4月30日の50日間で約71万人が航空・高速バスを利用（発災前より約32万人増加※）
 - ▶ 発災後直ちに花巻、山形、福島3空港を24時間運用し救援機の活動拠点として活用
- ※航空：3/10、高速バス：3月上旬と比較

高速バスによる代替輸送状況

合計105往復/日（4月28日現在臨時便含む）、震災前より1便当たりの使用台数も増加



※上記のほか、新幹線の復旧・利用状況にあわせ、主要な都市～新幹線駅等の拠点間的高速バスも運行

○生活交通の確保・防災性強化～バス、タクシー、離島航路～

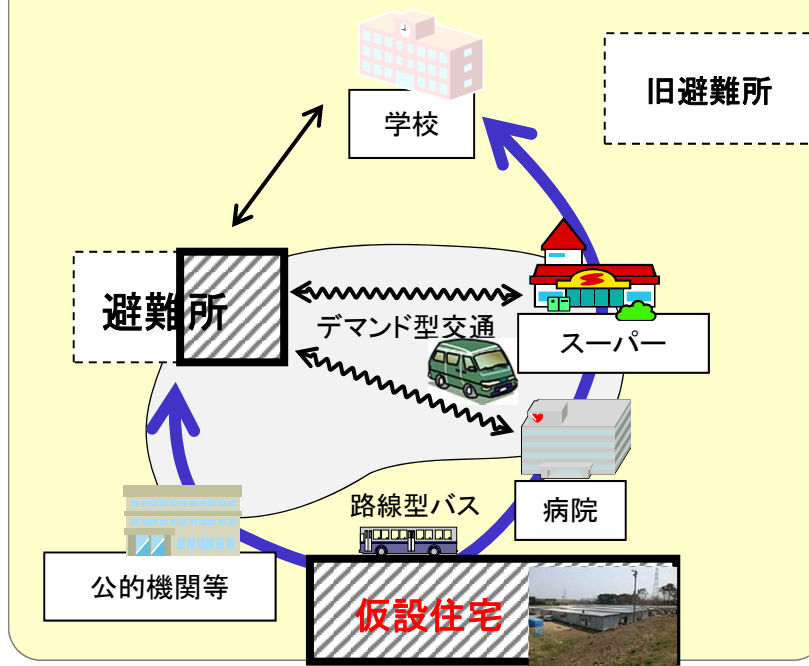
ニーズに対応し、防災性の高い交通網の構築

- ・公共交通の早期復旧、地域の復旧状況に応じて**変化するニーズへの柔軟・弾力的な対応**
- ・少子、高齢化を踏まえ、**地域の復興方針と一体となった防災性の高い交通網**を構築

復旧・復興に向けた支援

- ・車両、船舶等の復旧、災害に強い基幹施設の整備等の支援（バス・タクシー：707両喪失/202棟損壊、旅客船等：19隻損壊等/旅客ターミナル等24施設損壊等）
- ・輸送力の不足の下、コーディネーターの派遣等のサポート、既存支援制度の弾力的運用・規制緩和等

復旧・復興状況に応じた移動ニーズへの対応イメージ



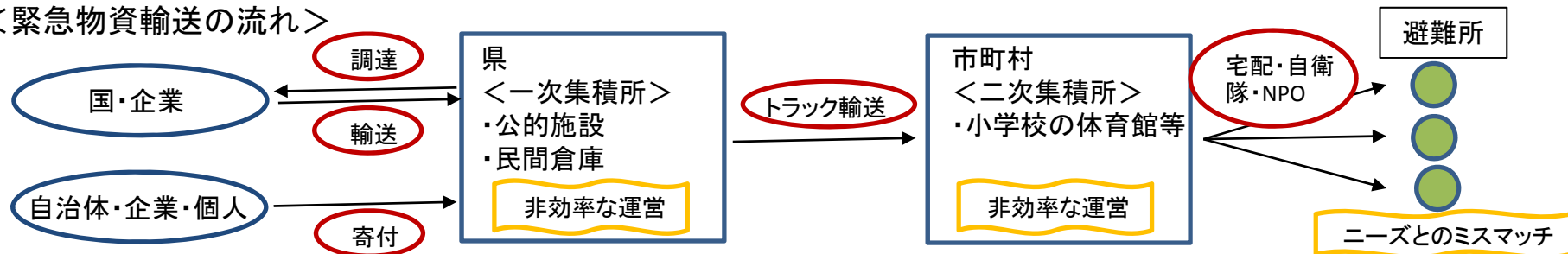
災害に強い交通ネットワーク(物流)

■ 緊急物資輸送

○課題

・インフラ損傷、燃料不足、物資集積所の不足、輸送事業者の被災、情報途絶による被災者ニーズとのミスマッチ等により万全に機能しなかった。

<緊急物資輸送の流れ>



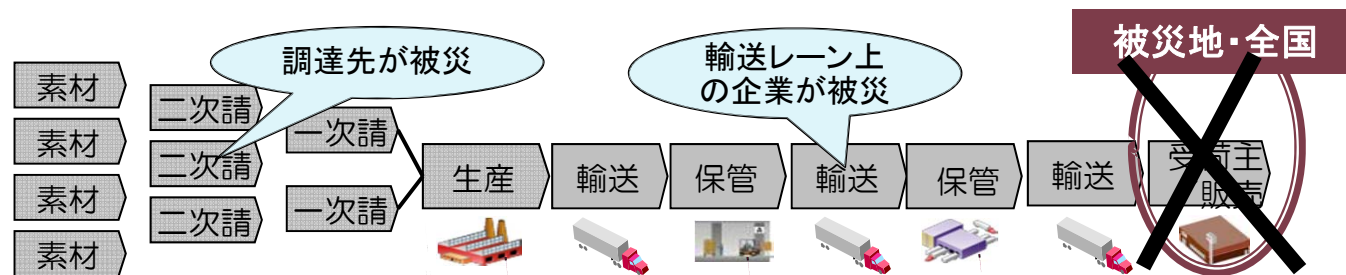
○施策の方向性: 災害に強い物流体系(「災害ロジスティクス」)の構築

- ・被災者ニーズの把握、救援物資の在庫・輸送管理等のソフト面の機能向上
- ・民間事業者のノウハウ活用、災害時協力協定等による民間物流施設の確保、燃料の優先確保、トラック、鉄道、海運等多様な輸送手段の組み合わせ
- ・コンビニ、スーパー等の通常の商流への移行促進

■ 通常物流

○課題

- ・調達先の被災、燃料供給の不足、停電などによる原材料・商品の不到達等により、全国規模で生産活動に支障、首都圏等を中心にモノ不足
- ・災害に強いサプライチェーンを構築し、我が国の立地拠点としての魅力を高め、空洞化を防止する上でも不可欠



○施策の方向性: サプライチェーン全体の可視化、拠点の分散等による再構築

- ・国際物流も含めた情報共有、既存情報システムとの相互運用を確保した情報共有基盤の構築
- ・輸送ルートが多様化・多重化、生産・物流拠点の再配置、物流インフラの耐震性の強化等

文化・スポーツを通じた地域の元気づくりと震災を契機に生まれた新たな活動

文化・スポーツによる地域住民の元気づくり

【地域の文化活動の再興】

- 地域の祭りなどの伝統的行事の再興、方言等の保存・継承への支援
- 地域の文化遺産を活かした観光振興や地域活性化を推進
- 被災地のニーズを踏まえた芸術家等の派遣による文化芸術活動の提供



雄勝法印神楽(宮城県石巻市)

【スポーツによる元気回復・地域復興】

- 被災地の大学・青少年の家の人的資源・施設等を活用した、地域におけるスポーツ・体験活動の提供・促進
- 学校とスポーツの拠点を複合化した「元気・交流の場」の創出
- 東北復活のシンボルとしての国際競技大会の開催・招致活動を支援
(例) 2019年ラグビーワールドカップ日本大会、2020年オリンピック 等



元バドミントン選手による「スポーツで笑顔プロジェクト」の様子
(提供:ヨネックス株式会社)

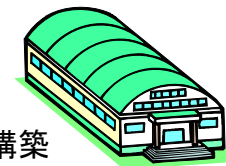
地域の文化・スポーツ資源の復旧・復興

【地域の文化資源の復旧・復興】

- 被災した建造物、史跡・名勝等の文化財の早期かつ確実な復旧
- 文化財に関する防災事業の一層の推進
- 文化施設の復旧支援、地域の文化活動の核となる拠点づくり

【地域のコミュニティーの中心となる施設の活用】

- 備蓄庫や災害時に即時に診療室として活用できるスペースなど体育館等の防災機能の向上及び耐震化
- 災害時にプールの水やグラウンドのスペースを活用
- エネルギー確保のための自家発電設備の構築



【迅速な埋蔵文化財調査を通じた復興支援】

- 埋蔵文化財の迅速な発掘調査のための体制強化

※被災した神社・仏閣等に対する支援については指定寄附による措置を行う。なお、阪神・淡路大震災の際には復興基金や民間資金の活用実績がある。

震災を契機に生まれた新たな活動

- プロや高校生などによる音楽や演劇、芸能などの公演活動をはじめとした、文化芸術活動により被災者を励まし勇気づける取組が自発的に生まれている。
- トップアスリートやボランティアが訪問し、高齢者などの被災者を励まし、ともに体を動かすことにより、メンタルケアや体力・健康の保持増進に貢献する活動が生まれている。
- 文化財レスキュー事業・文化財ドクター派遣事業など、官民が連携して地域コミュニティの核である文化財等を守る活動が行われている。



避難所におけるコンサートの様子
(出典:仙台フィルハーモニー管弦楽団HP)

基本的な考え方①

1. 学術研究

- 各機関が実施・予定している様々な学術研究等について、その成果を有機的に連携させるための仕組みが重要。

提案例

- ・専門家や一般の方が研究成果へのアクセスが可能なポータルサイト 等

(参考)研究のコンテンツの例

- ・科研費を活用した特別研究(大津波発生過程と津波被害の調査等)
- ・総合的な学術調査(記録・教訓を伝承するための総合的学術調査の実施等)
- ・防災・安全実現のための研究開発(海溝型地震・津波に関する調査観測の強化・充実等)
- ・自然環境(植生、地形等)の変化状況の記録とモニタリング

- 被災者が有する情報は今後の教訓として有益であり、個人情報保護の観点、被災者の心情、調査主体の一元化、実施の時期等に十分配慮しつつ、被災者に対する聞き取りなどを実施することが重要。

調査例

- ・津波襲来時の行動 等

基本的な考え方②

2. 記録、教訓の伝承・発信

- 災害の記録、教訓を後世に伝承していくため、地元(地方公共団体、大学等)との十分な連携を図りつつ、一元的な保存・管理の仕組みを構築することが重要

<提案例>

- ・津波災害遺産の保存
- ・新しい情報通信技術を用いたフィールドミュージアムの創出
- ・日本の魅力や情景を伝える地域文化、書物・映像等のデジタル技術も活用した早期収集・保存
- ・官民コンソーシアムの活用による体制整備 等

- 今回の災害から得られた教訓を、国際公共財として、国際的に共有・貢献することは、海外から支援を受けた我が国の責務。震災後得た世界中からの共感のつながり(ボランティア活動、義援金、救援物資等)を踏まえ、人の絆を大事にした国際協力を進める。

<取組例>

(1) 国際会議の開催・誘致

- ・5月国連防災グローバル・プラットフォーム会合における内閣府副大臣による発表、2012年国内でハイレベル国際会議開催、2015年開催が想定される第3回国連防災世界会議の招致等

(2) 防災・復興分野の国際協力の拡大

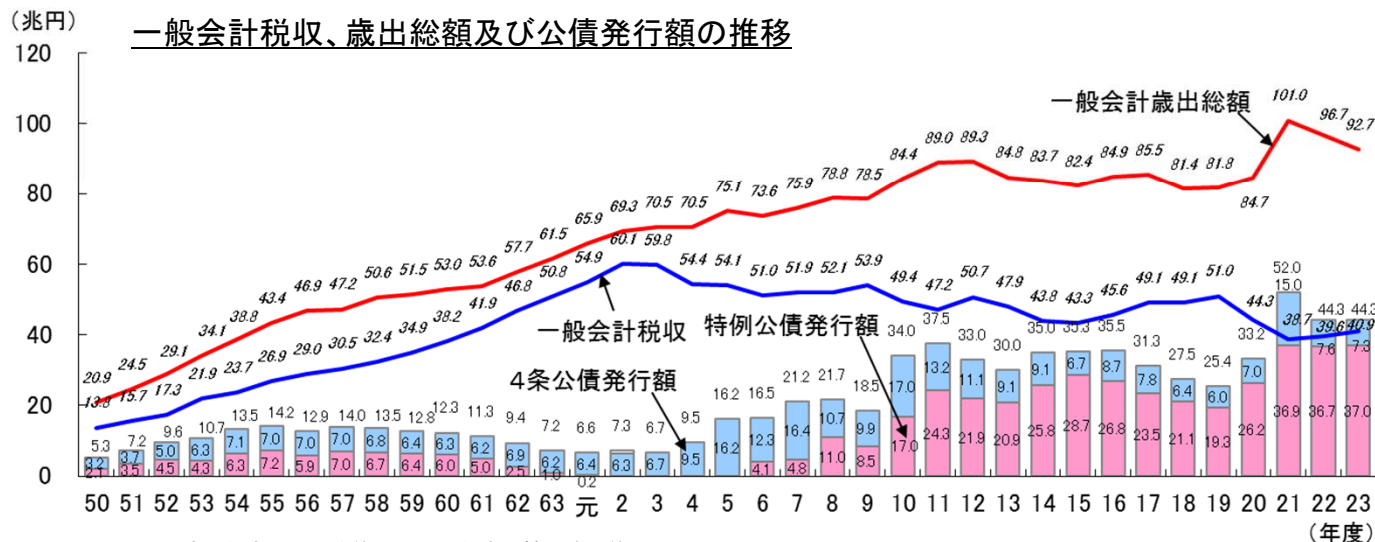
- ・途上国に対する人材育成、津波防災等広域災害や環境分野における国際協力の推進、復興PRのための途上国人材の被災地視察 等

3. その他 (3)復興のための財源確保

3-(3)

我が国の財政状況等

我が国の財政は、高齢化に伴う社会保障支出の増加、景気の悪化に伴う税収の減少等により、歳出が税収を上回る状況(財政赤字)。



(注1) 平成21年度までは決算、22、23年度は補正後予算による。

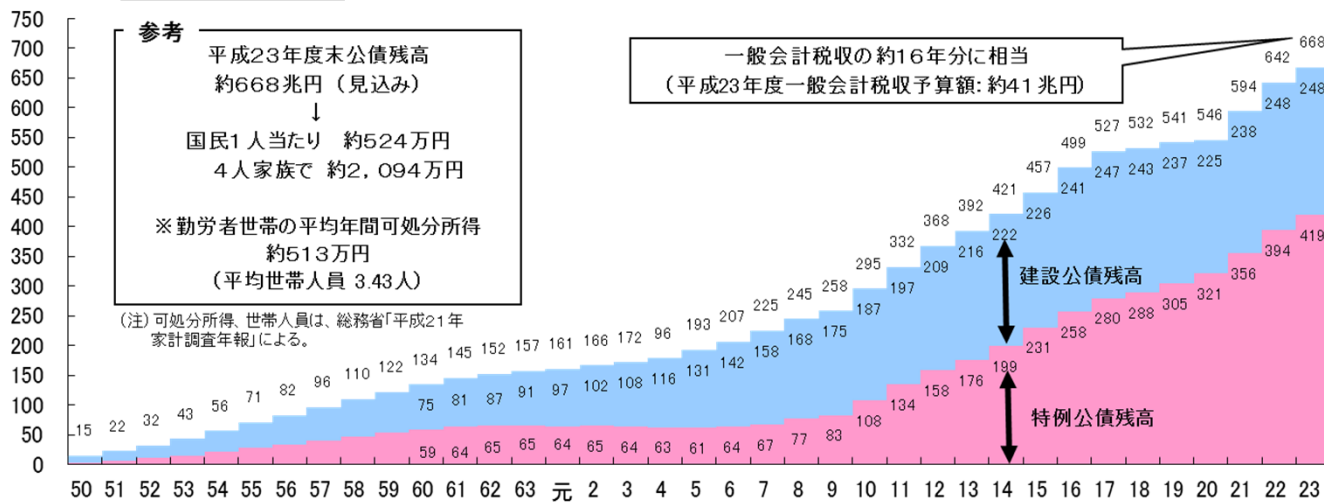
(注2) 平成2年度は、湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約1.0兆円発行。

主要国における65歳以上人口の対総人口比の推移 (%)

	1990	2010	2030
日本	12.1	23.1	31.8
米国	12.3	13.0	19.8
英国	15.7	16.6	20.9
ドイツ	15.0	20.5	28.2
フランス	14.2	17.0	24.3

(出典) 日本については、総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」による。諸外国については、国際連合「World Population Prospects」による。

公債残高の累増



(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成22年度末は実績見込み、23年度は補正後予算に基づく見込み。(年度末)

(注2) 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債を含む。

(注3) 平成23年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は656兆円程度。

債務残高の国際比較(対GDP比)

暦年	2011
日本	204.2
米国	98.5
英国	88.6
ドイツ	81.3
フランス	97.1
イタリア	132.7
カナダ	85.5

(出典) OECD "Economic Outlook 88" (2010年12月)

※ 数値は一般政府ベース。

主要格付け会社による格付け一覧と見方

主要格付け会社によるソブリン格付け一覧(23年6月1日現在)

	Moody's	S&P	Fitch
Aaa/AAA	アメリカ イギリス ドイツ フランス	アメリカ(↓) イギリス ドイツ フランス	アメリカ イギリス ドイツ フランス
Aa1/AA+			スペイン(↓)
Aa2/AA	イタリア 日本(↓) スペイン(↓)	スペイン(↓)	
Aa3/AA-	中国(↑)	日本(↓) 中国	イタリア 日本(↓) 中国(↓)
A1/A+		イタリア(↓)	
A2/A			
A3/A-			
Baa1/BBB+	ポルトガル(↓)	アイルランド	アイルランド(↓)
Baa3/BBB-	アイルランド(↓)	ポルトガル(↓)	ポルトガル(↓)
B1/B+			ギリシャ(↓)
B2/B		ギリシャ(↓)	
Caa1/CCC+	ギリシャ(↓)		

日本国債格付に関する最近の動き	・見通しをネガティブに変更 (23年2月22日) ・格付を引下げ方向で見直しの対象に (23年5月31日)	・見通しをネガティブに変更 (23年4月27日)	・見通しをネガティブに変更 (23年5月27日)
-----------------	--------------------------------------------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

注：いずれも自国通貨建長期債務の格付け。
 (↑) は、見通しがpositiveとなっていることを示す。
 (↓) は、見通しがnegativeとなっていることを示す。

<S & P レポート (23年4月27日) >

- S&Pでは、被災地の復旧・復興費用は30兆円を標準予想として、20兆-50兆円の範囲になると予想している。S&Pは国と地方自治体が同費用の大半を負担すると見ており、増税等の財源措置が取られない限り、それにより、一般政府財政赤字の対GDP比率がS&Pの従来の予想値を2011年度には2%ポイント、2012年度には1%ポイント上回り、2013年度までに累積で3.7%ポイント上回ると予想する。
- 政府債務が現在予想されるペースで拡大し続けたり、対外純資産残高が減少することになった場合には、長期・短期ソブリン格付けを引き下げる可能性がある。

<Fitchプレスリリース (23年5月27日) >

- 財政健全化に対するコメントメントが強化されない場合、または震災後の再建過程で財政・経済コストが大幅に増加することとなった場合には、格下げにつながる可能性がある。

< Moody' s プレスリリース (23年5月31日) >

- 23年5月31日、日本国債格付Aa2を引下げ方向で見直しの対象とした。
- 今回の決定の背景は次の通りである。
 1、3月11日の地震に関連する膨大な経済・財政コストが当初の予想をはるかに上回る規模となること。

阪神・淡路大震災当時とのマクロ経済環境の違い

	阪神・淡路大震災当時	東日本大震災
経済財政状況		
①名目GDP	①489兆円(H6年度)	①479兆円(H22年度見通し)
②国・地方の基礎的財政収支	②対名目GDP比▲3.2%(H6年度)	②対名目GDP比▲6.5%(H22年度末見込み)
③一般会計公債依存度	③22.4%(H6年度)	③45.8%(H22年度補正後)
④国・地方の長期債務残高	④368兆円(H6年度末)(対名目GDP比75%)	④869兆円(H22年度末見込み)(対名目GDP比181%)
⑤日本国債の格付け	⑤Moody's: <u>Aaa</u> , S&P: <u>AAA</u> , Fitch: <u>AAA</u>	⑤Moody's: <u>Aa2</u> , S&P: <u>AA-</u> , Fitch: <u>AA-</u>
社会保障関連の状況		
①65歳以上人口とその割合	①1759万人(14.1%、H6年10月)	①2958万人(23.1%、H22年10月)
②社会保障給付費	②60.5兆円(H6年度)	②105.5兆円(H22年度見込み)

復興債について

「復興債」は、
 (1)被災地の復旧・復興という用途が明確であり、
 (2)先行する復旧・復興需要とそのための財源を一時的につなぐ手段。

(用途)

(留意点)

特例公債
(赤字国債)

歳入歳出差額の
補填

- 公債発行が恒常化し、既に巨額の負担を将来世代に先送り

建設公債

公共インフラの
整備等

- 将来世代も便益を受けるから負担させてよいとの考えは、建設公債だけを発行している場合の理屈(赤字国債の大量発行により、受益と負担の関係が成立していない)
- 建設公債であっても将来世代の便益は不確実(インフラ整備は現世代が選択。また、津波で資産が壊されたにもかかわらず、その借金はしっかりと将来世代に残っている)
- 一方で、人口減少・少子化が進むため、将来世代の一人当りの負担はより増大
- マーケットは建設公債と特例公債(赤字国債)を区別せず

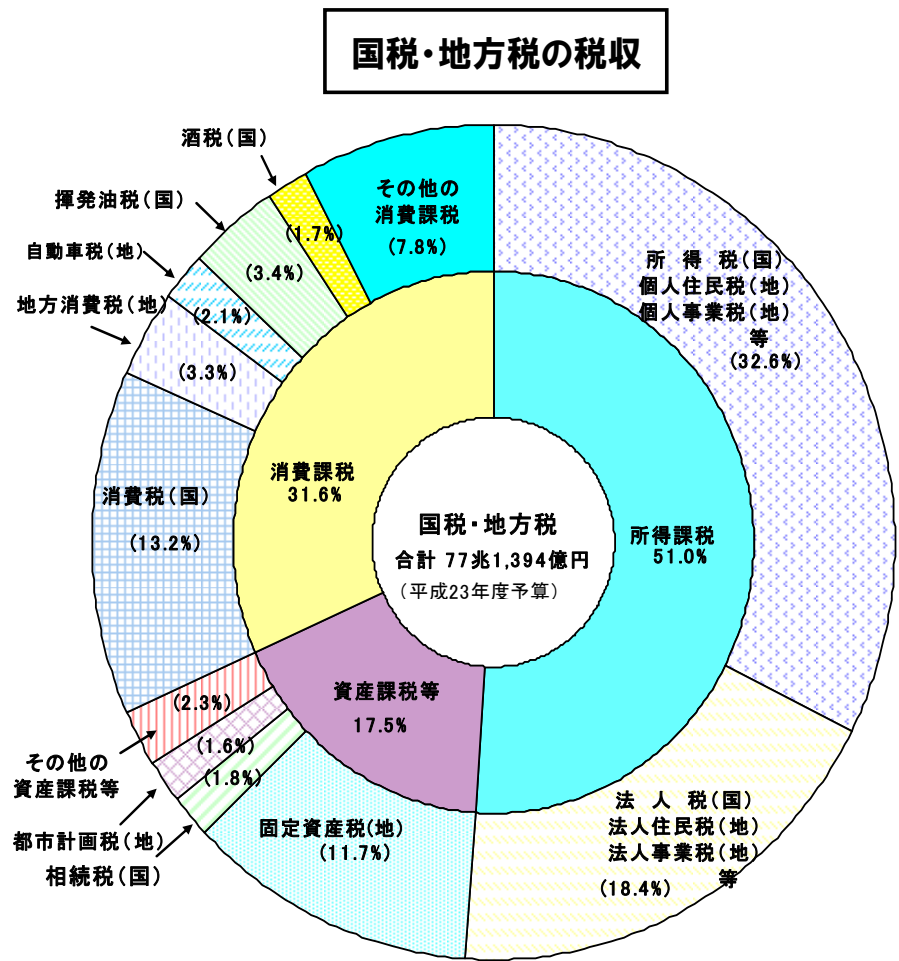
復興債

復旧・復興事業
(期間限定で集中
実施)

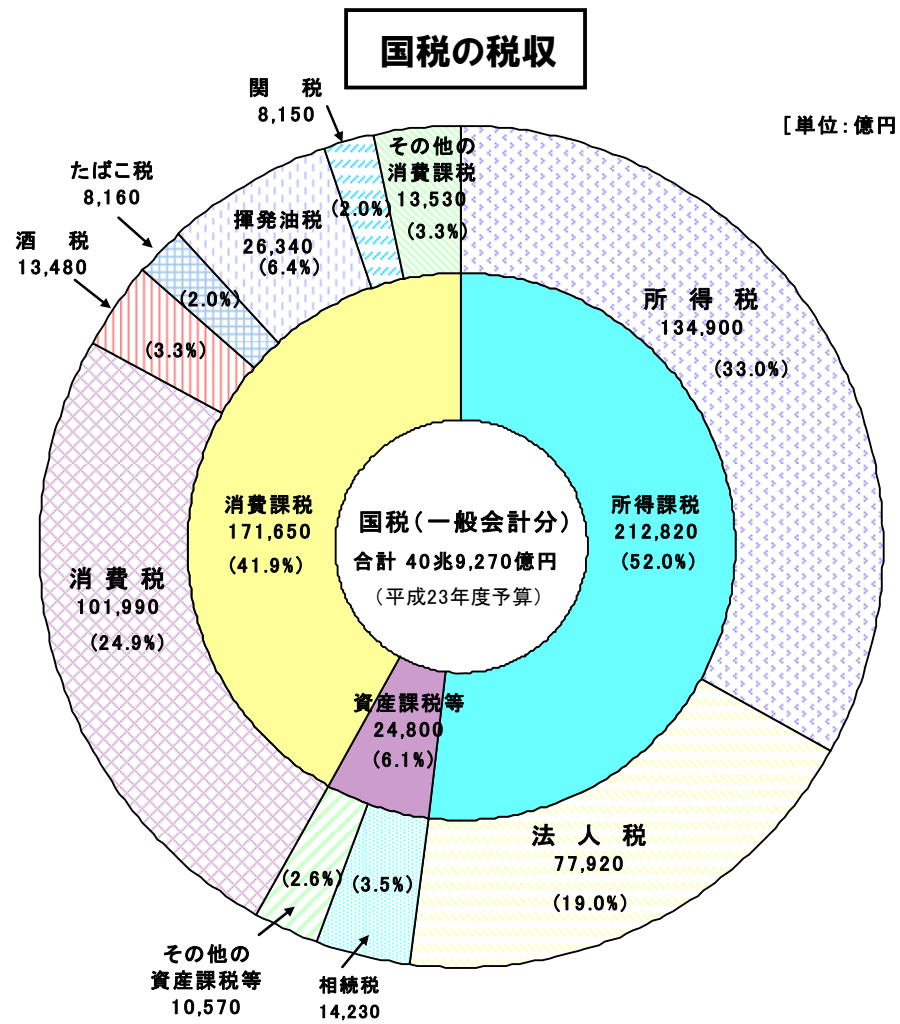
- 他の国債と区別して管理(三党合意)
- 償還を担保する必要(三党合意)
- 復興財源は今を生きている世代で確保

税目別の税収規模 (国税・地方税)

● 国税・地方税とも、基幹的な税目による税収の比率が高い。



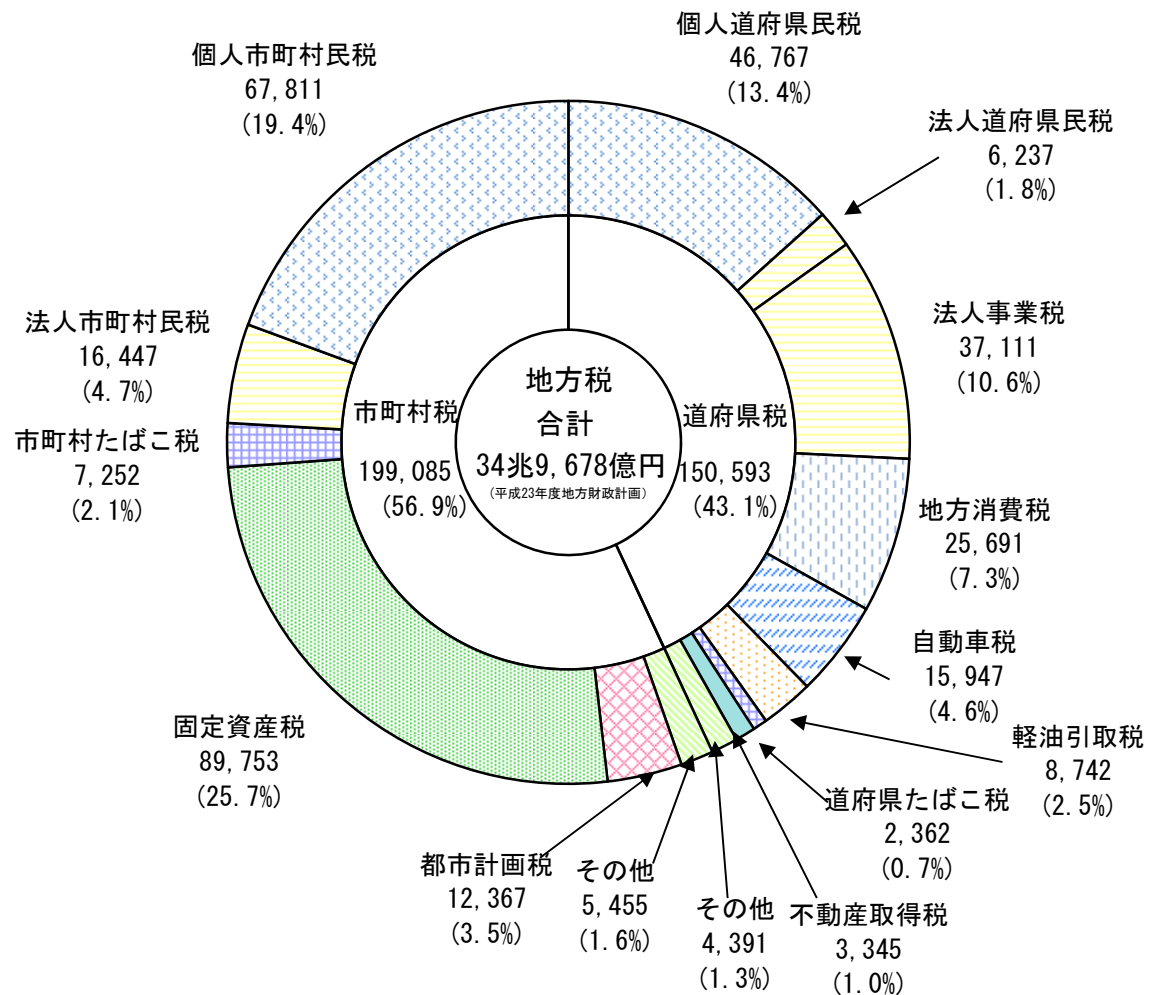
※その他の資産課税は、印紙収入、事業所税等である。
 ※その他の消費課税は、たばこ税(国)及び地方たばこ税等である。



※ その他の資産課税等は、印紙収入である。
 ※ その他の消費課税は、石油石炭税、自動車重量税等である。

地方税の税収

【単位：億円】



※ 「個人道府県民税」は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 ※ 「法人事業税」は、地方法人特別譲与税 (15,641億円) を含む。

最近の主な税制改正等 (国税関係)

	最近の主な税制改正等
個人所得課税	<p>【平成 22 年度税制改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年少扶養控除の廃止 ・16 歳から 18 歳までの<u>特定扶養控除の上乗せ部分の廃止</u> <p>【平成 23 年度税制改正 (案)】 ※現在、23 年度税制改正法案が国会で審議中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除額に上限を設定、高額な役員給与に係る給与所得控除の見直し等 ・勤続年数 5 年以内の法人役員等の退職所得について、<u>2 分の 1 課税を廃止</u> ・<u>成年扶養控除の対象の見直し</u> ・上場株式等の配当・譲渡所得等に係る <u>10%軽減税率を 2 年延長し、平成 26 年 1 月から 20%本則税率とする</u>
法人課税	<p>【平成 23 年度税制改正 (案)】 ※現在、23 年度税制改正法案が国会で審議中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税率の 30%から <u>25.5%への引下げ (▲4.5%)</u> により、国税・地方税を合わせた<u>法人実効税率を 5%引き下げ</u>。 ・法人実効税率の引下げに併せて、<u>課税ベースの拡大</u>を行う。 (例) 特別償却や準備金制度等の租税特別措置の廃止・縮減、減価償却制度の見直し、 欠損金の繰越控除制度の見直し 等
消費課税	<p>【平成 23 年度税制改正 (案)】 ※現在、23 年度税制改正法案が国会で審議中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税の免税事業者の要件の見直し ・消費税の仕入税額控除におけるいわゆる「95%ルール」の見直し <p>【社会保障改革案 (抄)】 (6 月 2 日社会保障改革に関する集中検討会議)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み <ol style="list-style-type: none"> (4) 消費税率の段階的引上げ <p>上記 (1)~(3) 及び改革後の社会保障費用の推計を踏まえ、<u>社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2015 年度までに段階的に消費税率(国・地方)を 10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。</u></p>
資産課税	<p>【平成 23 年度税制改正 (案)】 ※現在、23 年度税制改正法案が国会で審議中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税：<u>基礎控除の引下げ及び高額の遺産取得者を中心に負担を求める観点から税率構造の見直し</u>等 ・贈与税：<u>若年世代への資産の早期移転を促進する観点から税率構造等を見直し</u>

最近の主な税制改正等 (地方税関係)

最近の主な税制改正等	
個人所得課税	<p>【平成22年度税制改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>年少扶養控除の廃止</u> ・ <u>16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止</u> <p>【平成23年度税制改正 (案)】 ※現在、平成23年度税制改正法案が国会で審議中</p> <p>(国)・ <u>給与所得控除の上限設定</u> } 所得税の改正が自動影響</p> <p>(国)・ <u>特定支出控除の見直し</u> }</p> <p>・ <u>成年扶養控除の対象の見直し</u></p> <p>(国)・ <u>短期勤務の役員退職金課税の見直し</u> ⇒ 所得税の改正が自動影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止</u> ・ <u>上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を2年延長し、平成26年1月から20%本則税率とする</u>
法人課税	<p>【平成23年度税制改正 (案)】 ※現在、平成23年度税制改正法案が国会で審議中</p> <p>(国)・ <u>実効税率を5%引下げ (法人税率30%→25.5%)</u> } 法人税の改正が自動影響</p> <p>(国)・ <u>課税ベースの拡大等</u> }</p> <p>(国)・ <u>中小法人に対する軽減税率の引下げ (18%→15%)</u> }</p> <p>(国)・ <u>中小企業関係租特の見直し</u></p>

東日本大震災と阪神・淡路大震災の比較(被災した地方団体の状況)

1 壊滅的な打撃を受けた市町村が多い

- ・「ヒト」:職員の被災 (ex.陸前高田市職員数 295人→227人)
- ・「モノ」:庁舎、情報システム等の壊滅的な被害 (陸前高田市、大槌町、女川町、南三陸町など多数)
- ・「カネ」:被災者支援・復旧・復興等のための莫大な財政需要
- ・「情報」:全国に避難した住民を確認して対処
- ・「区域外移転」:原発事故による区域外への移転(福島県の町村)

2 財政力の弱い市町村が多い

財政力指数		東日本大震災		阪神・淡路大震災	
		被災団体数	構成比	被災団体数	構成比
市町村	全国平均(0.55)未満の市町村 (阪神・淡路大震災時0.41)	105/186	56.5%	5/25	20.0%
	うち岩手県、宮城県、福島県の市町村	91/128	71.1%	—	—

※被災団体数は、災害救助法適用団体数。

※東日本大震災は、平成21年度決算による。阪神・淡路大震災は、平成5年度決算による。

3 標準的な税収に対する地方債の残高が大きい

単位:億円

		東日本大震災		阪神・淡路 大震災
		岩手県	宮城県	
地方債残高	①	1,719	9,602	14,720
標準税収入	②	218	2,203	6,263
	①/②	③	7.9	4.4
				2.4

※東日本大震災は、岩手県、宮城県の沿岸部の市町村の合計(平成21年度決算による)。③の全国平均は3.1。

※阪神・淡路大震災は、特定被災地方公共団体の市町村の合計(平成5年度決算による)。

国・地方を通じた復興財源の確保

〈東日本大震災の復興費〉



国・地方を通じた復興財源の確保が必要

(参考)
 全国知事会等においては地方財源の確保のため交付税総額の別枠の確保等を要請

	国	地方	(単位:兆円)
○ 23年度1次補正予算等関連 (国直轄及び補助事業、地方税の減収対策) ※地方費分については、地方債の発行等により対応	4.0	1.0	4 : 1
(参考) ○ 阪神・淡路補正予算 (⑥2次、⑦1次・2次) (国直轄及び補助事業、地方税の減収対策)	3.2	0.9	4 : 1
↓			
阪神・淡路震災復興計画(兵庫県) (平成6年度～16年度、単独含む)	6.1	5.6	1 : 1

(注) 災害対策には、国直轄及び補助事業、地方税の減収対策のほか、まちづくり、コミュニティの維持等、様々な地方単独事業の実施が必要

交付金・基金の事例

【国による単年度の交付金の例】

- ①地域自主戦略交付金：投資に係る各種事業に活用(一括交付金) 5,120億円 (内閣府所管)
- ②地域活性化交付金：地域の活性化ニーズに応じた事業に活用 3,500億円 (内閣府所管)

【国の交付金を受けて自治体において基金を設置し複数年度活用する例】

- ③緊急雇用創出事業臨時特例基金：新たな雇用機会の創出に活用 5年 8,500億円 (厚生労働省所管)
- ④地域医療再生基金：地域医療の再生に活用 5年 4,450億円 (厚生労働省所管)
- ⑤安心こども基金：保育需要への対応や保育の質の向上等に活用 4年 3,727億円 (厚生労働省・文部科学省所管)

※ 対象事業費に全額交付金等を充てることができるもの…②、③、④
 ※ 対象事業費の一部(1/2等)に交付金等を充てることができるもの…①、⑤
 ※ 基金の額は、創設後に上積みされた額を含む累計額

【阪神・淡路、中越復興基金(運用型)】

災害	H7 阪神・淡路	H16 中越
基金の規模	9,000億円(当初分6,000億円)	3,000億円
運用率	4.5%(当初分) 3.0%(追加分)	2.0%
期間	10年(当初分) 9年(追加分)	10年
総事業費	(単年度354億円×10年分) 3,540億円	(単年度60億円×10年分) 600億円
事業の例	・地域のコミュニティ拠点に対する支援 ・こころのケアなど地域福祉の充実強化に関する事業 ・国の制度融資に対する利子補給事業 など	

※ 10年利付国債応募者利回り 1. 173% (平成23年6月1日現在)